

ID: 1

担当部署: 総務課

処分の概要	行為の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	庁舎等管理規則 第9条第1項		
例 規 番 号	昭和53年規則第18号		
【根拠条文】 (許可を必要とする行為) 第9条 庁舎等において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ庁舎等管理者の許可を受けなければならない。 (1) 寄附金の募集、保険の勧誘、物品の販売その他これらに類する行為をすること。 (2) ポスター、旗、懸垂幕、看板、立札その他これらに類するものを掲げること。 (3) 印刷物、図書、宣伝ビラ等を配布し、又は散布すること。 (4) 工作物その他設備を設けること。 (5) 町の機関以外の町民が主催する集会又はこれに類する行為をすること。 2 庁舎等管理者は、前項の許可をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。 3 同条第1項第5号の許可を受ける場合は、別に定める様式により申請しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3

担当部署: 総務課

処分の概要	開示の請求に対する決定
例 規 名 根 拠 条 項	九重町個人情報保護条例 第16条第1項
例 規 番 号	平成18年条例第3号

【根拠条文】

(開示の請求に対する決定及び通知)

- 第16条 実施機関は、開示の請求があったときは、当該開示請求書を受理した日から起算して15日以内に、当該開示の請求に係る個人情報を開示するか否かの決定をしなければならない。
- 2 実施機関は、前項に規定する期限内に同項の決定をすることができないことにつき、やむを得ない理由があるときは、当該開示請求書を受理した日から起算して30日を限度としてその期限を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、開示請求者に対し、当該延長の理由及び延長後の期限を通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の決定をしたとき又は開示請求者に係る個人情報が存在しないことが明らかになったときは、速やかに、開示請求者に対し、当該決定の内容(個人情報の開示を行う場合は、その日時及び場所を含む。)又は不存在の旨を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、開示請求者に対し個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定(第13条の規定により開示の請求を拒むとき及び開示の請求に係る個人情報を実施機関が保有していないときを含む。)の通知をする場合は、その理由を付記しなければならない。この場合において当該決定の理由が一時的なもので、開示しない旨の決定をした当該個人情報の全部又は一部について開示できることとなる時期をあらかじめ明示することができるときは、その旨及び開示できる時期を付記しなければならない。
- 5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る個人情報に請求者以外の第三者に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該情報に係る第三者の意見を聴くことができる。

【基準】

根拠条文及び第12条から第14条までの規定による。

(開示の請求)

- 第12条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする個人情報の開示を請求(以下「開示の請求」という。)することができる。
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(特定個人情報にあつては、未成年若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」という。)は、本人に代わって開示の請求をすることができる。

(個人情報の開示義務)

第13条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る個人情報が次に掲げる各号を掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかに該当する場合を除き、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令又は他の条例の規定により、開示することができないとされている個人情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する個人情報が含まれる場合であつて、開示請求者に開示する

ID: 4

担当部署: 総務課

処分の概要	訂正の請求に対する決定		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町個人情報保護条例 第20条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第3号		
【根拠条文】 (訂正の請求に対する決定及び通知) 第20条 実施機関は、訂正の請求があったときは、当該訂正請求書を受理した日から起算して15日以内に、必要な調査を行い、当該請求に係る個人情報の訂正をするか否かの決定をしなければならない。 2 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、訂正の請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。 3 前項の場合において、必要があると認めるときは、実施機関は、訂正に係る個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外の者に限る。))に対し、速やかに、書面によりその旨を通知しなければならない。 4 実施機関は、訂正請求者に対し個人情報の全部又は一部の訂正をしない旨の決定を通知する場合は、その理由を付記しなければならない。 5 実施機関は、個人情報の訂正をする旨の決定をしたときは、速やかに、当該個人情報の訂正をするとともに、訂正請求者に対し、その旨を通知しなければならない。 6 第16条第2項の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。 【基準】 根拠条文及び第18条の規定による。 (訂正の請求) 第18条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする個人情報に事実の誤りがあると思料するときは、その訂正の請求(以下「訂正の請求」という。)をすることができる。 2 第12条第2項の規定は、訂正の請求について準用する。			
標準処理期間	訂正請求書を受理した日から起算して15日以内(第20条第1項)		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5

担当部署: 総務課

処分の概要	利用停止等の請求に対する決定
例 規 名 根 拠 条 項	九重町個人情報保護条例 第23条第1項
例 規 番 号	平成18年条例第3号
【根拠条文】 (利用停止等の請求に対する決定及び通知) 第23条 実施機関は、利用停止等の請求があったときは、当該利用停止等請求書を受理した日から起算して15日以内に、必要な調査を行い、当該請求に係る個人情報の利用停止等をするか否かの決定をしなければならない。 2 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、利用停止等請求者に対し、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。 3 実施機関は、利用停止等請求者に対し個人情報の全部又は一部の利用停止等をしない旨の決定を通知する場合は、その理由を付記しなければならない。 4 実施機関は、個人情報の利用停止等をする旨の決定をしたときは、速やかに、当該個人情報の利用停止等をするとともに、利用停止等請求者に対し、その旨を通知しなければならない。 5 第16条第2項の規定は、利用停止等の請求に対する決定について準用する。 【基準】 根拠条文及び第21条の規定による。 (利用停止等の請求) 第21条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、実施機関に対し当該各号に定める措置(以下「利用停止等」という。)を請求することができる。 (1) 当該個人情報が、第3条第3項の規定に違反して保有されているとき、第7条の規定に違反して収集されたものであるとき、第8条第1項並びに第8条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は削除 (2) 当該個人情報が、第8条第1項、第9条第1項又は番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止 2 第12条第2項の規定は、利用停止等の請求について準用する。	
標準処理期間	利用停止等請求書を受理した日から起算して15日以内(第23条第1項)
備考	

ID: 6

担当部署: 総務課

処分の概要	開示請求に対する決定
例 規 名 根 拠 条 項	九重町情報公開条例 第11条
例 規 番 号	平成11年条例第27号

【根拠条文】

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関の長は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するとき又は開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、その旨を書面により通知しなければならない。

【基準】

根拠条文、第5条及び第7条から第10条までの規定による。

(開示請求権)

第5条 何人も実施機関の長に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関の長は開示請求があったときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。ただし、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合は、当該公文書の開示をしないことができる。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が地方公務員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該地方公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提出されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの、その他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関の

ID: 7

担当部署: 総務課

処分の概要	農林業以外の使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	町有旧慣使用林野管理条例 第2条		
例 規 番 号	昭和57年条例第17号		
【根拠条文】 (使用の範囲) 第2条 旧慣による使用の範囲は、放牧採草、植樹及び溜池用水等とし、これら農林業以外に使用するときは、町長の許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 9

担当部署: 総務課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	町有旧慣使用林野管理条例 第4条		
例 規 番 号	昭和57年条例第17号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第4条 町長は、天災その他特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 12

担当部署: 危機管理情報推進課

処分の概要	負担金の減免等		
例 規 名 根 拠 条 項	無線放送施設負担金徴収条例 第5条		
例 規 番 号	昭和63年条例第23号		
【根拠条文】 (負担金の減免等) 第5条 町長は、天災その他特別の理由により必要と認めるときは、負担金の納期を延期し、又は負担金を減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 14

担当部署: 総務課

処分の概要	手数料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	手数料徴収条例 第3条第2項ただし書		
例 規 番 号	平成12年条例第21号		
【根拠条文】 (徴収の時期等) 第3条 手数料は、前条に規定する手数料を徴収する事項についての申請があった際又は当該申請に係る書類の交付の際に、申請者からこれを徴収する。 2 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、申請事項の不明、法令の定めその他の理由により申請を受理できない場合は、手数料を還付する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 15

担当部署: 総務課

処分の概要	手数料の免除		
例 規 名 根 拠 条 項	手数料徴収条例 第4条		
例 規 番 号	平成12年条例第21号		
【根拠条文】 (手数料の免除) 第4条 次の各号の一に該当するときは、手数料を免除する。 (1) 法令の規定により取り扱うもの (2) 官公署が請求したとき。 (3) 国民年金裁定請求のため請求する住民票謄抄本。ただし、福祉年金請求のものに限る。 (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている者が申請したとき。 (5) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第97条の2の規定による軽自動車税の滞納がないことを証する納税証明 (6) 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)第83条の規定による戸籍に関する証明 (7) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)第16条の規定による戸籍に関する証明 (8) その他町長が特に免除する必要があると認めたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 19

担当部署: 税務課

処分の概要	延滞金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	督促手数料及び延滞金条例 第5条		
例 規 番 号	昭和36年条例第24号		
【根拠条文】 (延滞金の減免) 第5条 町長は、納付義務者が納期限内に税外収入金を納付しなかったことについて災害その他やむを得ない理由があると認めたときは、前項の延滞金を減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 20

担当部署: 教育委員会事務局 子育て支援課

処分の概要	負担金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	町立保育所管理規則 第7条第1項		
例 規 番 号	昭和45年規則第2号		
【根拠条文】 (負担金の減免) 第7条 町長は、保護者等が次の各号に掲げる理由により、負担金を納入することが困難と認められるときは、負担金の全部又は一部を減免することができる。 (1) 死亡したとき。 (2) 災害を受け、又は病気にかかったとき。 (3) 町内に住所を有し、交通遺児である者 (4) その他特にやむを得ないと認められる事実の生じたとき。 2 前項の規定により負担金の減免を受けようとする保護者等は、負担金減免申請書(第8号様式)を提出しなければならない。 3 町長は、第2項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、負担金減免決定通知書(第9号様式)により、適当でないと認めたときは、負担金減免却下通知書(第10号様式)により保護者等に通知するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 21

担当部署: 教育委員会事務局 子育て支援課

処分の概要	一時預かり事業利用の承諾
例 規 名 根 拠 条 項	九重町一時預かり事業実施規則 第7条
例 規 番 号	平成23年規則第10号
【根拠条文】 (利用の承諾) 第7条 教育委員会は、前条の申込書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、保護者に対し一時預かり承諾書(別記第2号様式)により通知するものとする。 【基準】 根拠条文、第4条及び第8条の規定による。 (事業の対象となる児童) 第4条 事業の対象となる児童(以下「対象児童」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定による保育の実施の対象とならない就学前の児童で、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 (1) 非定型的保育事業 保護者の労働、職業訓練、修学等により、断続的に家庭における保育が困難となる児童 (2) 緊急保育事業 保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護及び冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、緊急かつ一時的に家庭における保育が困難となる児童 (3) 私的理由による保育事業 育児に伴う保護者の心理的又は肉体的負担を解消するため、一時的に保育を必要とする児童 2 前項に規定する対象児童であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、事業を利用することができない。 (1) 疾病その他の事由により他の入所児童に悪影響を及ぼすおそれのあるとき。 (2) 心身が虚弱で保育に堪えられないとき。 (3) その他教育委員会が事業の利用を不相当と認めたとき。 (利用の不承諾) 第8条 町長は、次のいずれかに該当する場合は、入所を拒否することができる。 (1) 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項の規定の範囲を超えるとき (2) 定員を超過するとき (3) その他特別な事情により対象児童の受入れができないと教育委員会が認めたとき	
標準処理期間	30日
備考	



ID: 23

担当部署: 教育委員会事務局 子育て支援課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町立認定こども園条例 第6条		
例 規 番 号	平成27年条例第16号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第6条 町長は、災害その他特別の理由により必要があると認めるときは、前条の使用料の全部又は一部を免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

処分の概要	老人医療費の支給		
例 規 名 根 拠 条 項	老人医療費の支給に関する条例 第5条第3項		
例 規 番 号	昭和54年条例第73号		
【根拠条文】 (支給の方法) 第5条 町長は、老人医療費として対象者に支給すべき額の限度において、対象者が療養に関し、健康保険法第43条第3項第1号の保険医療機関若しくは保険薬局又は国保法に基づく療養取扱機関その他の厚生労働省令で定める病院、診療所又は薬局(以下「保険医療機関等」という。)に支払うべき費用を、当該保険医療機関等の請求に基づき、その者に代わり当該保険医療機関等に対し支払うものとする。 2 前項の規定による支払があったときは、対象者に対し老人医療費の支給があったものとみなす。 3 町長は、特別の理由があると認めるときは、対象者に対し老人医療費を支払うことができる。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (老人医療費の支給) 第3条 町は、対象者の疾病又は負傷について、国保法又は社会保険各法の規定に基づき医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(その者が国保法に基づく療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する同法の規定に基づく一部負担金に相当する額を控除した額とする。)が、当該医療に要する費用の額に満たないときは、当該対象者に対しその満たない額に相当する額を老人医療費として支給する。ただし、当該疾病又は負傷について、国保法及び社会保険各法以外の法令の規定に基づき医療に関する給付が行われたときは、この限りでない。 2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 25

担当部署: 住民課

処分の概要	医療証の交付		
例 規 名 根 拠 条 項	老人医療費の支給に関する条例 第7条第1項		
例 規 番 号	昭和54年条例第73号		
【根拠条文】 (医療証の交付等) 第7条 町長は、前条の申請をした者に対し医療証を交付するものとする。 2 町長は、付加給付を支給する組合から対象者に係る付加給付を受領できないと認めたときは、前項の規定にかかわらず、前条の申請をした者に対し、医療証を交付しないものとする。 3 対象者は、対象者でなくなったときは、遅滞なく医療証を町長に返還しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 27

担当部署: 住民課

処分の概要	医療証の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	老人医療費の支給に関する条例施行規則 第5条第1項		
例 規 番 号	昭和54年規則第10号		
【根拠条文】 (医療証の再交付及び返還) 第5条 対象者は、医療証を破り、よごし、又は失ったときは、速やかに医療証再交付申請書によって、再交付を申請しなければならない。 2 医療証を破り、又はよごした場合の前項の申請には、同項の医療証再交付申請書にその医療証を添えなければならない。 3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を町長に返還しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 28

担当部署: 住民課

処分の概要	受給資格者証の交付		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町子ども医療費助成に関する条例 第5条第1項		
例 規 番 号	平成11年条例第30号		
【根拠条文】 (受給資格者証) 第5条 この条例による助成を受けようとする者は、規則の定めるところにより受給資格の登録を申請し、受給資格者証の交付を受けなければならない。 2 保険医療機関等において第4条の規定による助成を受ける場合は、助成対象者は当該保険医療機関等に受給資格者証を提示しなければならない。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (助成対象者) 第3条 この条例に定める子ども医療費の助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のすべてに該当する子どもの保護者とする。 (1) 子どもが九重町内に住所を有すること。 (2) 子どもが医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であること。 (3) 子どもが生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていないこと。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 29

担当部署: 住民課

処分の概要	医療費の助成		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町子ども医療費助成に関する条例 第6条		
例 規 番 号	平成11年条例第30号		
【根拠条文】 (助成の方法) 第6条 町長は、第4条の規定による助成を行う場合は、保険医療機関等の請求に基づき、助成対象者に代わり助成すべき額を当該保険医療機関等に支払うものとする。 2 前項の規定による支払がなされたときは、助成対象者に対し助成を行ったものとみなす。 3 第1項の規定にかかわらず、助成対象者が保険医療機関等に助成対象となるべき一部負担金を支払ったときは、町長は、当該助成対象者の申請に基づき当該助成対象者に対しその支払った助成対象となるべき一部負担金の額を支給するものとする。 4 前項の申請は、当該保険給付を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内に行わなければならない。 【基準】 根拠条文、第4条及び第7条の規定による。 (助成) 第4条 町長は、助成対象者が保険医療機関及び施術所(以下「保険医療機関等」という。)で助成対象保険給付を受けたときは、その一部負担金に相当する額から次条の規定により支払うべき一部自己負担金の額、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付に係る給付相当額及び付加給付等(健康保険法第53条の規定に基づき保険者が定める規約による付加給付その他これに類する給付をいう。)の額の合計額を控除した額について助成を行う。 (助成の制限) 第7条 第4条の規定にかかわらず、助成対象保険給付について、その原因が第三者行為によって生じたものであり、かつ、その医療に要する費用の全部又は一部につき第三者から賠償等が行われるときは、その限りにおいて助成しないものとする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 31

担当部署: 住民課

処分の概要	受給資格者証の変更及び再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町子ども医療費助成に関する条例施行規則 第5条第2項及び第3項		
例 規 番 号	平成11年規則第13号		
【根拠条文】 (受給資格者証の交付) 第5条 町長は、条例第3条に規定する助成対象者から子ども医療費受給資格者証交付申請書の提出があり、資格要件に該当する場合は、子ども医療費受給資格者証(以下「受給資格者証」という。)を交付するものとする。 2 助成対象者から受給資格者証を添えて子ども医療費受給資格者証変更交付申請書の提出があった場合は、受給資格者証を変更交付するものとする。 3 助成対象者から受給資格者証の紛失又は破損若しくは汚損等の理由により子ども医療費受給資格者証再交付申請書の提出があった場合、受給資格者証を再交付するものとする。 4 前項の申請の場合において、受給資格者証を破損又は汚損したことによるときは、当該受給資格者証を添付しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 32

担当部署: 教育委員会事務局 子育て支援課

処分の概要	受給資格者証の交付
例 規 名 根 拠 条 項	ひとり親家庭医療費助成に関する条例 第5条第1項
例 規 番 号	平成24年条例第26号

【根拠条文】

(受給資格)

第5条 この条例による助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより町長に受給資格の登録を申請し、受給資格者証の交付を受けなければならない。

2 助成対象者が、保険医療機関等において医療を受ける場合は、当該保険医療機関等に受給資格者証を提示しなければならない。

【基準】

根拠条文、第3条及び第4条の規定による。

(助成対象者)

第3条 ひとり親家庭等医療費の助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であって、本町に住所を有するひとり親家庭の親、ひとり親家庭の児童及び父母のない児童とする。

2 前項の規定にかかわらず、ひとり親家庭の児童又は父母のない児童が、就学等の理由により本町に住所を有しないときも助成対象者とする。また、本町に住むひとり親家庭の親及び児童が、DV及びストーカー被害等の理由により本町の住民基本台帳に記載がないときも助成対象者とする。

(助成対象者の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としな

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者

(2) ひとり親家庭の親の前年の所得(1月から10月までの間に申請する場合には、前々年の所得とする。以下同じ。)が、施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるときの当該ひとり親家庭の親及び当該ひとり親家庭の児童

(3) ひとり親家庭の親の配偶者の前年の所得又はひとり親家庭の親の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該ひとり親家庭の親と生計を同じくするものの前年の所得が施行令第2条の4第5項に規定する額以上であるときの当該ひとり親家庭の親及び当該ひとり親家庭の児童

(4) 父母のない児童(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童及び施行令第2条の3各号に規定する児童を除く。)を養育する者(その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。以下同じ。)の前年の所得が施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるときの当該父母のない児童

(5) 父母のない児童(前号に規定する児童に限る。)を養育する者の前年の所得が施行令第2条の4第4項に規定する額以上であるときの当該父母のない児童

(6) 父母のない児童を養育する者の配偶者の前年の所得又はその養育する者の民法第877条第

ID: 33

担当部署: 教育委員会事務局 子育て支援課

処分の概要	医療費の助成		
例 規 名 根 拠 条 項	ひとり親家庭医療費助成に関する条例 第8条第3項及び第4項		
例 規 番 号	平成24年条例第26号		
【根拠条文】 (助成の方法) 第8条 町長は、第6条第1項の規定による助成を行う場合は、保険医療機関等の請求に基づき、助成対象者に代わり助成すべき額を当該保険医療機関等に支払うことによって行うものとする。 2 前項の規定による支払がなされたときは、助成対象者に対し助成を行ったものとみなす。 3 町長は、第6条第2項の規定による助成を行う場合は、助成対象者からの申請に基づき当該助成対象者に対しその助成すべき額を償還払いにより支給する。 4 第1項の規定にかかわらず、助成対象者が保険医療機関等に助成対象となるべき一部負担金を支払ったときは、町長は、当該助成対象者の申請に基づき当該助成対象者に対しその支払った助成対象となるべき一部負担金の額を支給する。 5 前項の申請は、当該保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内に行わなければならない。 【基準】 根拠条文及び第6条の規定による。 (助成) 第6条 町長は、助成対象者が保険医療機関等で保険給付を受けたときは、その一部負担金に相当する額から第7条の規定により支払うべき一部自己負担金の額、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付に係る給付相当額及び付加給付等(健康保険法第53条の規定に基づき保険者が定める規約による付加給付その他これに類する給付をいう。)の額の合計額を控除した額について助成する。 2 町長は、助成対象者が保険医療機関等で保険給付を受けたときは、第7条の規定により支払うべき一部自己負担金についても全額助成する。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日



ID: 35

担当部署: 教育委員会事務局 子育て支援課

処分の概要	受給資格者証の更新		
例 規 名 根 拠 条 項	ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則 第5条		
例 規 番 号	平成24年規則第17号		
【根拠条文】 (受給資格者証の更新) 第5条 助成対象者が、前条本文に規定する有効期間の満了後も引き続き助成を受けようとするときは、町長が別に定めるところにより、有効期間の更新の申請をしなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	120日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 36

担当部署: 教育委員会事務局 子育て支援課

処分の概要	受給資格者証の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則 第6条第1項		
例 規 番 号	平成24年規則第17号		
【根拠条文】 (再交付申請) 第6条 助成対象者は、受給資格者証を紛失し、又は破損し、若しくは汚損したときは、ひとり親家庭等医療費受給資格者証再交付申請書(様式第4号)を町長に提出して、受給資格者証の再交付を受けなければならない。 2 前項の場合において、助成対象者が受給資格者証を破損し、又は汚損したことを原因とするときは、当該破損し、又は汚損した受給資格者証を町長に返還しなければならない。 3 助成対象者は、受給資格者証の再交付を受けた後において、紛失した受給資格者証を発見したときは、遅滞なく、これを町長に返還しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 37

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	受給者証の交付		
例 規 名 根 拠 条 項	重度心身障害者医療費の支給に関する条例 第7条		
例 規 番 号	昭和51年条例第36号		
【根拠条文】 (受給者証の交付) 第7条 町長は、前条の規定により受給資格の認定を受けた者(以下「受給者」という。)に対し、規則で定めるところにより受給者証を交付する。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (支給対象者) 第3条 この条例に定める医療費の支給対象者となる者(以下「支給対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者及び被扶養者であり、かつ、九重町の区域内に住所を有する重度心身障害者とする。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 38

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	医療費の支給
例 規 名 根 拠 条 項	重度心身障害者医療費の支給に関する条例 第8条第1項
例 規 番 号	昭和51年条例第36号
【根拠条文】 (支給の方法) 第8条 第4条に定める医療費の支給は、規則で定めるところにより受給者の申請に基づき行うものとする。 2 前項の支給申請は、支給対象者が保険給付を受けた翌月から起算して1年を経過した日以後においてはすることができない。 3 第1項に定める申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る支給額を決定し、申請者に支給するものとする。 【基準】 根拠条文、第4条及び第5条の規定による。 (支給) 第4条 町長は、前条に定める支給対象者に係る保険給付につき支給対象者又はその保護者が一部負担金を支払った場合において、当該支払額に対し医療費を支給するものとする。 2 前項の規定により支給の対象となる支払額は、当該医療費について法令の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付及び保険者等の負担による附加給付等がある場合は、これらの額を控除した額とする。 (支給の制限) 第5条 医療費は、支給対象者又はその配偶者若しくは民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主として支給対象者の生計を維持するものの前年の所得が国民年金法の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第11項の規定により、なおその効力を有するとされた旧国民年金法(昭和34年法律第141号)第79条の2第5項において準用する第66条第1項、第2項及び第5項に定める額以上であるときは、支給しない。 2 支給対象者が受けた診療に関し負担すべき額が同一の保険医療機関等(健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第64条に規定する保険医若しくは保険薬剤師をいう。)について1箇月1,000円に満たないときは、支給しない。 3 第2条第1項第3号に規定する精神障害者又はその保護者が前条第1項の規定により支払った一部負担金のうち、医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する許可を受けた精神病床における入院に要したものについては支給しない。	
標準処理期間	60日
備考	

ID: 40

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	受給者証の更新		
例 規 名 根 拠 条 項	重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則 第5条第4項		
例 規 番 号	昭和51年規則第5号		
【根拠条文】 (受給者証の更新) 第5条 条例第7条に規定する受給者証の有効期間は、7月1日から翌年の6月30日までの1年間とする。 2 前項の有効期間が経過した後は、1年の期間で有効期間を更新するものとする。 3 有効期間の途中で受給者証の交付を受けた者の有効期間は、第1項に規定する期間の残存期間とする。 4 受給者証の更新を申請するときの手続については、第2条から前条までの規定を準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	20日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 41

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	受給者証の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則 第6条		
例 規 番 号	昭和51年規則第5号		
【根拠条文】 (再交付申請) 第6条 受給者は、受給者証を破損又は亡失したときは、重度心身障害者医療費受給者証再交付申請書(第3号様式)を町長に提出して再交付を受けるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 42

担当部署: 教育委員会事務局 子育て支援課

処分の概要	受給資格証の交付		
例 規 名 根 拠 条 項	寡婦医療費助成に関する条例 第7条第1項		
例 規 番 号	平成10年条例第2号		
【根拠条文】 (受給資格証の交付) 第7条 町長は、前条の規定により交付の申請があった場合において、この条例による助成金の給付を受ける資格があると認めたときは、受給資格者に対し、規則の定めるところにより受給資格証を交付するものとする。 2 前項の受給資格証は、毎年8月1日に更新する。 【基準】 根拠条文、第3条及び第4条の規定による。 (助成対象者) 第3条 この条例に定める医療費の助成対象者となる者(以下「助成対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者であり、かつ九重町内に住所を有する一人暮らしの寡婦とする。 (助成の制限) 第4条 助成対象者が次のいずれかに該当するときは、第5条の規定にかかわらず、この条例に定める医療費の助成をしない。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)その他の法令等により、医療費の全額給付を受ける者 (2) 町民税を課税されている者 (3) 助成対象者が負担すべき額が同一医療機関等について1月1,000円に満たないとき。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 43

担当部署: 教育委員会事務局 子育て支援課

処分の概要	給付の決定		
例 規 名 根 拠 条 項	寡婦医療費助成に関する条例 第11条		
例 規 番 号	平成10年条例第2号		
【根拠条文】 (給付の決定) 第11条 町長は、前条の助成金の申請を受けた場合は、内容を審査し、速やかに決定するものとする。 【基準】 根拠条文及び第5条の規定による。 (助成の額) 第5条 町長は、助成対象者に係る保険給付につき助成対象者が一部負担を支払った場合において、当該支払額に対し2分の1を助成するものとする。ただし、医療保険各法による付加給付金または他の法令等による公費負担金等がある場合は、その額を控除した額とする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日



ID: 45

担当部署: 教育委員会事務局 子育て支援課

処分の概要	受給資格証の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町寡婦医療費助成に関する条例施行規則 第6条		
例 規 番 号	平成10年規則第2号		
【根拠条文】 (再交付) 第6条 受給資格者は、受給資格証を破損又は亡失したときは、町長に対し再交付の申請を寡婦医療費受給資格証再交付申請書(第9号様式)により行わなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 46

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	給付の決定		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町ストーマ装具助成金の給付に関する条例 第4条		
例 規 番 号	平成3年条例第15号		
【根拠条文】 (申請及び決定) 第4条 助成金は、本人又は扶養義務者の申請により町長がその給付を決定する。 【基準】 根拠条文及び第2条の規定による。 (給付対象者) 第2条 この条例に定める支給の対象者は、九重町内に住所を有する者であって、次の各号の要件を満たす者とする。 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第38条第1項又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第3項の規定に基づき、ストーマ装具の交付に係る自己負担金(以下「自己負担金」という。)を支払った者であること。 (2) 対象者の属する世帯の前年の所得税額が3,960,000円以下であること。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日



ID: 48

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	受給資格者証の交付		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町老人はり、きゅう及び按摩施術料助成に関する条例 第4条		
例 規 番 号	平成元年条例第26号		
【根拠条文】 (受給資格者証の交付) 第4条 町長は、前条の規定により受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)に対し、規則で定めるところにより受給資格者証を交付する。 【基準】 根拠条文及び第2条の規定による。 (助成の対象者) 第2条 この条例による施術料の助成の対象となる者(以下「対象者」という。)は、九重町内に住所を有し、満65歳以上の者とする。			
標準処理期間	10日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 49

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	施術業者の指定		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町老人はり、きゅう及び按摩施術料助成に関する条例 第6条		
例 規 番 号	平成元年条例第26号		
【根拠条文】 (施術業者の指定) 第6条 町長は、郡内において開設するはり師、きゅう師及び按摩マッサージ指圧師の申し出により、この条例の施術業者の指定をするものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 50

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	給付の決定		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町老人はり、きゅう及び按摩施術料助成に関する条例 第10条		
例 規 番 号	平成元年条例第26号		
【根拠条文】 (給付の決定) 第10条 町長は、前条の助成金の給付の申請を受けた場合は、内容を審査し速やかに決定するものとする。 【基準】 根拠条文及び第7条の規定による。 (助成の額) 第7条 町長は、対象者が前条の指定を受けた業者において施術を受け、施術料を支払ったときは、施術1回につき助成金1,000円を給付する。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 53

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	負担金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	老人福祉法第28条の規定に基づく負担金徴収規則 第5条第1項		
例 規 番 号	平成5年規則第1号		
【根拠条文】 (負担金の減免) 第5条 町長は、被措置者又はその扶養義務者が次の各号に掲げる理由により負担金を納入することが困難であると認めたときは、当該負担金を減額し、又は免除することができる。 (1) 災害を受け、又は病気にかかったとき。 (2) 死亡したとき。 (3) その他やむを得ないと認められる事実が生じたとき。 2 前項の規定による減額又は免除の措置を受けようとする者は、速やかに負担金減額(免除)申請書(第2号様式)を町長に提出しなければならない。 3 町長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、負担金減額(免除)決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 54

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	負担金の納入延期		
例 規 名 根 拠 条 項	老人福祉法第28条の規定に基づく負担金徴収規則 第9条第1項		
例 規 番 号	平成5年規則第1号		
【根拠条文】 (負担金の納入延期) 第9条 町長は、被措置者又はその扶養義務者がやむを得ない理由により納入期限までに負担金を納入することが困難であると認めたときは、1年以内に限り当該負担金の納入を延期することができる。 2 前項の規定による納入延期を受けようとする者は、負担金納入延期申請書(第4号様式)を町長に提出しなければならない。 3 町長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、負担金納入延期決定通知書(第5号様式)により、当該申請者に通知しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 55

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	支援の決定		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町在宅要介護高齢者家族支援に関する条例 第5条第2項及び第3項		
例 規 番 号	平成13年条例第12号		
【根拠条文】 (申請及び決定) 第5条 介護支援の要件に該当する者が、支援を受けようとするときは、所定の様式による申請書を町長へ提出しなければならない。 2 町長は、前項の申請内容等を審査し、支援要件に該当すると認めたときは、所定の様式により決定通知を行うものとする。 3 町長は、第1項の申請内容等を審査し、支援要件に該当しないと認めたときは、所定の様式により却下通知を行うものとする。 4 第2項の決定通知を受けた者が、支援要件に該当しなくなったとき又は変更が生じたときは、遅滞なく町長に届け出なければならない。また、その時点で不要となったクーポン券は、町長に返還しなければならない。 5 町長は、申請者又は関係者に対し必要と認めるときは、報告を求めることができる。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (支援要件) 第3条 介護支援を受けることができる者は、前条に規定する要介護高齢者の主たる介護者とする。 2 前項の規定に関わらず、要介護高齢者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、介護支援を停止するものとする。 (1) 死亡したとき。 (2) 介護福祉施設等に入所または病院等に入院したとき。 (3) 九重町に住所を有しなくなったとき。 (4) その他町長が、適当でないと認めたとき。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 57

担当部署: 住民課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町隣保館の設置及び管理に関する条例 第6条第1項(第5条の2第3項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和61年条例第19号		
【根拠条文】 (使用の許可及び不許可) 第6条 隣保館の施設又は設備を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、使用前3日までに町長の許可を受けなければならない。 2 町長は、使用者が次の各号の一に該当すると認める場合は、使用を許可しないものとする。 (1) 公安、秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設、設備等を破損するおそれがあるとき。 (3) 営利を目的とするとき。 (4) 使用目的が第4条に定める事業内容に適合しないと認めたとき。 (5) その他使用させることが不適當と認めたとき。 【基準】 根拠条文及び九重町公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例第3条の規定による。 (使用の制限) 第3条 町長、教育委員会及び指定管理者(以下「町長等」という。)は、暴力団等の利益になると認めるときは、当該公の施設の使用を許可しない。 2 町長等は、既に公の施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。 3 町長等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 58

担当部署: 住民課

処分の概要	特別の設備等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町隣保館の設置及び管理に関する条例 第9条(第5条の2第3項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和61年条例第19号		
【根拠条文】 (設備等の制限) 第9条 使用者は使用の際、当該施設に特別の設備又は造作を加えようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならないものとし、使用終了後は速やかに原状に回復しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 61

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	負担金の免除		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町健康診査負担金徴収条例 第5条		
例 規 番 号	平成20年条例第7号		
【根拠条文】 (負担金の免除) 第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は当該負担金を免除することができる。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている世帯に属する者が推奨年齢に該当する健康診査及び40歳以上の基本健康診査の受診者である場合 (2) 70歳以上の者が当該受診者である場合(骨粗鬆症検診及び前立腺がん検診の受診の場合を除く。) (3) その他町長が特に必要と認めた者が当該受診者である場合 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考	生活保護受給証明書の提出。		
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 62

担当部署: 建設課

処分の概要	入居の決定
例 規 名 根 拠 条 項	九重町町営住宅の設置及び管理に関する条例 第22条(第67条において準用する場合を含む。)
例 規 番 号	平成9年条例第28号

【根拠条文】

(入居者の選考及び決定)

第22条 町長は、入居者の選考及び決定にあたっては、次の各号の一に該当する者のうちから行う。ただし、町県民税等を滞納している者並びに過去において公営住宅に入居し自己の責に帰す事由により明渡し請求を受けた者は、選考の対象としない。(町長が町営住宅に入居することが適切であると認める者についてはこの限りでない。)

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- (4) 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者(自己の責に帰すべき事由に基づく場合を除く。)
- (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者
- (6) 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかな者

2 町長は、前項の規定により入居者の選考を行う場合において、入居の申込みをした者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を超える場合は、住宅に困窮する度合いの高いものから入居者を決定する。

3 町長は、前項の規定により入居者を決定することが困難なときは、公開抽選によりこれを決定することができる。

4 町長は、第1項各号に該当する者のうち、第18条に規定する事由に係る者、20歳未満の子を扶養している寡婦又は寡夫、引揚者、炭鉱離職者、老人、身体障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で町長が定める要件を備えている者、その他特別の事情があると認める者で速やかに町営住宅に入居させることを必要としている者については、前2項の規定にかかわらず、町長が指定した町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

【基準】

根拠条文、第19条、第20条、第23条及び九重町公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例第3条の規定による。

(入居者の資格)

第19条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する住宅被災市町村の区域内において、当該災害により滅失した住宅に居住していた者及び住宅被災市町村の区域内において実施される都市計画法第4条第15

ID: 63

担当部署: 建設課

処分の概要	家賃の減免又は徴収猶予
例 規 名 根 拠 条 項	九重町町営住宅の設置及び管理に関する条例 第29条(第44条第3項、第46条第3項及び第67条において準用する場合を含む。)
例 規 番 号	平成9年条例第28号
【根拠条文】 (家賃の減免又は徴収猶予) 第29条 町長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合において、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。 (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。 (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。 (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。 【基準】 根拠条文、九重町町営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第23条及び第25条の規定による。 (家賃の減免基準等) 第23条 条例第29条の規定による家賃の減免の基準は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第8条第1項の規定に準じて行うものとする。ただし、同法第14条の規定による住宅扶助を受けている者は、除くものとする。 2 町長は、前項の規定により家賃を減額する場合において、特に必要があると認めた者に対しては、家賃を免除できるものとし、前項ただし書に該当する者にあつては、生活保護法の規定に基づき知事が厚生労働大臣の承認を得て定めた住宅扶助限度額を超える額を免除するものとする。 3 家賃の減免期間は、1年以内とし、町長が事情を考慮して認める期間とする。 4 前項の期間内に減免事由が消滅又は軽減したときは、これを更正するものとする。ただし、虚偽の申請によることが明らかになった場合は、承認を取消し承認時に遡及して徴収するものとする。 (家賃の徴収猶予基準) 第25条 条例第29条の規定による家賃の徴収の猶予は、家賃の支払能力が6月以内に回復すると認められる場合に行うものとする。	
標準処理期間	15日
備考	

ID: 67

担当部署: 建設課

処分の概要	社会福祉事業等に対する使用許可		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町町営住宅の設置及び管理に関する条例 第56条第1項		
例 規 番 号	平成9年条例第28号		
【根拠条文】 (使用許可) 第56条 町長は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年厚生省・建設省令第1号)第2条に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が町営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、町営住宅の使用を許可することができる。 2 町長は、前項の許可に条件を附することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 70

担当部署: 建設課

処分の概要	みなし特定公共賃貸住宅としての使用許可		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町町営住宅の設置及び管理に関する条例 第63条		
例 規 番 号	平成9年条例第28号		
【根拠条文】 (使用許可) 第63条 町長は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第3条第4号イ又はロに掲げる者の住居の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により町営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において、これらの者に対して、町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、町営住宅の使用を許可することができる。 【基準】 根拠条文及び第65条の規定による。 (入居者資格) 第65条 第63条の規定により町営住宅を使用することができる者は、第19条の規定にかかわらず、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第26条に規定する条件を具備する者でなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 72

担当部署: 建設課

処分の概要	駐車場の使用許可		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町町営住宅の設置及び管理に関する条例 第69条		
例 規 番 号	平成9年条例第28号		
【根拠条文】 (使用許可) 第69条 駐車場を使用しようとする者は、町長の許可を得なければならない。 【基準】 根拠条文及び第70条の規定による。 (使用者の資格) 第70条 駐車場を使用することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1) 入居者又は同居者(第56条第1項の規定による許可を受けた社会福祉法人等並びに第63条の規定による許可を受けた者及びその同居者を含む。次号において同じ。)であること。 (2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。 (3) 駐車場の使用料を支払うことができること。 (4) 第55条第1項第1号から第5号までのいずれの場合にも該当しないこと。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 74

担当部署: 建設課

処分の概要	駐車場の使用料の減免又は徴収猶予		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町町営住宅の設置及び管理に関する条例 第71条第3項		
例 規 番 号	平成9年条例第28号		
【根拠条文】 (使用料の決定及び変更等) 第71条 駐車場の使用者(以下「使用者」という。)は、毎月、近傍同種の駐車場の使用料以下で町長の定める額の使用料を支払わなければならない。 2 町長は、次の各号の一に該当する場合においては、駐車場の使用料を変更することができる。 (1) 物価の変動に伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。 (2) 駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認めるとき。 (3) 駐車場について改良を施したとき。 3 町長は、第1項の規定にかかわらず特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 76

担当部署: 建設課

処分の概要	敷地の目的外使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町町営住宅の設置及び管理に関する条例 第76条		
例 規 番 号	平成9年条例第28号		
【根拠条文】 (敷地の目的外使用) 第76条 町長は、町営住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定めるところによりその使用を許可することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 78

担当部署: 建設課

処分の概要	入居の決定		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町町営改良住宅の設置及び管理に関する条例 第4条		
例 規 番 号	平成10年条例第14号		
【根拠条文】 (入居) 第4条 町長は、次の各号に掲げる者で改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められる者を改良住宅に入居させなければならない。 (1) 小集落地区改良事業の施行に伴い住宅を失った世帯に属する者 (2) 事業計画の承認の日以後に小集落改良地区内において災害により住宅を失った世帯に属する者 2 町長は、前項の規定により改良住宅に入居させるべき者が入居せず又は居住しなくなった場合は、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域に居住し、かつ、住宅に困窮していると認められる者の中から公正な方法で選考し、当該改良住宅に入居させなければならない。 【基準】 根拠条文及び九重町公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例第3条の規定による。 (使用の制限) 第3条 町長、教育委員会及び指定管理者(以下「町長等」という。)は、暴力団等の利益になると認めるときは、当該公の施設の使用を許可しない。 2 町長等は、既に公の施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。 3 町長等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 81

担当部署: 建設課

処分の概要	入居の決定
例 規 名 根 拠 条 項	九重町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例 第6条第2項
例 規 番 号	平成25年条例第34号
【根拠条文】 (入居の申込み及び決定) 第6条 前条に掲げる条件を満たす者で定住促進住宅に入居を希望する者は、規則に定めるところにより入居の申込みをしなければならない。 2 町長は、前項の規定により入居の申込みをした者について入居者の資格等の審査を行い、入居者を決定する。 【基準】 根拠条文、第5条及び第7条の規定による。 (入居者の資格) 第5条 定住促進住宅に入居できる者は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。 (1) 町内に定住を希望し、かつ、居住するための住宅を必要としている者であること。 (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。 (3) 子育て世帯又は新婚世帯であること。ただし、町長が特に認める者は、この限りでない。 (4) その者の収入が九重町町営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年九重町条例第28号)第19条第1項第2号ウに規定する金額を超える者であること。 (5) 町税等を滞納していないこと。 (6) 入居後、2週間以内に当該定住促進住宅に入居する者の住民票を置くことができること。 (7) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が次に掲げるものでないこと。 ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。) イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。) ウ ア及びイに掲げる暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者 2 前項に定めるもののほか、入居の資格に関し必要な事項は町長が別に定める。 (入居者の抽選) 第7条 町長は前条第1項の入居の申込みをした者で、かつ、前条第2項の審査の結果入居資格があると判断された者の数が入居させるべき定住促進住宅の戸数を超える場合は、公開抽選によりこれを決定することができる。	
標準処理期間	30日
備考	

ID: 82

担当部署: 建設課

処分の概要	住宅使用料の減額		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例 第16条		
例 規 番 号	平成25年条例第34号		
【根拠条文】 (住宅使用料の減額) 第16条 町長は、次の各号の条件のいずれかを満たしている場合、住宅使用料を規則に定めるところにより減額することができる。 (1) 入居時点において新婚世帯で、かつ、入居日から5年を超えていない世帯 (2) 入居時点において子育て世帯又は新婚世帯で、かつ、同居の子が規則で定める学校に在学しており、18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えていない世帯 【基準】 根拠条文及び九重町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第16条の規定による。 (住宅使用料の減額) 第16条 条例第16条の住宅使用料の減額は、次の各号に定める額を毎月の住宅使用料から減額するものとする。 (1) 基本減額 条例第16条第1項各号の条件のいずれか又はいずれも満たしている場合、世帯につき5,000円 (2) 特別減額 条例第16条第1項第2号の条件を満たしている場合、一世帯15,000円を上限として、前条各号の学校に在学し、18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えていない同居の子2人目から1人につき5,000円			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 84

担当部署: 建設課

処分の概要	駐車場の使用許可		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例 第27条		
例 規 番 号	平成25年条例第34号		
【根拠条文】 (使用許可) 第27条 第6条の規定により入居の決定を受けた者及び第13条の規定により住宅の一時使用の許可を受けた者に駐車場の使用を許可する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 89

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	手数料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 第34条		
例 規 番 号	平成10年条例第18号		
【根拠条文】 (手数料の減免) 第34条 町長は天災その他特別な理由があると認めたときは、前条の手数料を減免することができる。 【基準】 根拠条文及び九重町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第15条の規定による。 (手数料の減免) 第15条 条例第34条の規定により一般廃棄物手数料を減免することができる者は、次のとおりとする。 (1) 天災その他災害を受け、支払能力がないと認めた者 (2) 前号のほか、町長が特に減免の必要があると認めた者 2 一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書(第17号様式)を町長に提出しなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 91

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	許可証の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則 第8条第4項		
例 規 番 号	平成10年規則第11号		
【根拠条文】 (許可証の交付) 第8条 町長は、一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可を与えたときは、許可証(第11号様式、第12号様式)を交付する。 2 前項の許可証の交付を受ける者(以下「許可業者」という。)は、許可証の交付を受ける際、町長に対して、誠実に業務を行う旨の誓約書(第13号様式)を提出しなければならない。ただし、当該許可の期間満了により新たに交付を受ける場合においては、誓約書の提出を省略することができる。 3 許可業者は、当該許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。 4 許可業者は、許可証を紛失又はき損したときは、直ちに許可証を再交付申請書(第14号様式)を町長に提出し、再交付を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 93

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	利用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	小規模集合排水処理施設の設置及び管理に関する条例 第6条第1項		
例 規 番 号	平成11年条例第6号		
【根拠条文】 (利用の制限等) 第6条 施設を利用できる者は、地区内に居住し、町長の許可を得た者とする。 2 前項の規定により施設の利用を許可された者は、当該施設を目的外に利用し、又は利用する権利を他に譲渡してはならない。 【基準】 根拠条文及び九重町公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例第3条の規定による。 (使用の制限) 第3条 町長、教育委員会及び指定管理者(以下「町長等」という。)は、暴力団等の利益になると認めるときは、当該公の施設の使用を許可しない。 2 町長等は、既に公の施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。 3 町長等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 95

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	町営納骨堂の設置及び管理に関する条例 第3条第2項(第12条第3項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和53年条例第24号		
【根拠条文】 (管理及び使用許可) 第3条 納骨堂の管理は、町長が行う。 2 納骨堂を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文、第4条及び九重町公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例第3条の規定による。 (使用者の資格) 第4条 納骨堂を使用しようとする者は、本町に住所を有する対象地域の者でなければならない。ただし、町長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (使用の制限) 第3条 町長、教育委員会及び指定管理者(以下「町長等」という。)は、暴力団等の利益になると認めるときは、当該公の施設の使用を許可しない。 2 町長等は、既に公の施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。 3 町長等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 97

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	使用権承継の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	町営納骨堂の設置及び管理に関する条例 第10条(第12条第3項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和53年条例第24号		
【根拠条文】 (使用権の承継) 第10条 使用者の相続人は、町長の承認を得て納骨堂の使用権を承継することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 98

担当部署: 住民課

処分の概要	出産育児一時金の支給		
例 規 名 根 拠 条 項	国民健康保険条例 第6条第1項		
例 規 番 号	昭和34年条例第11号		
【根拠条文】 (出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯主に対し、出産育児一時金として404,000円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに16,000円を上限として加算するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 99

担当部署: 住民課

処分の概要	葬祭費の支給		
例 規 名 根 拠 条 項	国民健康保険条例 第7条第1項		
例 規 番 号	昭和34年条例第11号		
【根拠条文】 (葬祭費) 第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として30,000円を支給する。 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 101

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	敬老年金給付の決定		
例 規 名 根 拠 条 項	足立敬老年金条例 第5条		
例 規 番 号	昭和38年条例第9号		
【根拠条文】 (申請の決定) 第5条 敬老年金は、本人、その扶養義務者若しくは同居者又は民生委員の申請に基づいて町長がその給付を決定する。 【基準】 根拠条文及び第2条の規定による。 (受給資格) 第2条 敬老年金は、町内に引き続き1年以上居住している当該年の9月15日現在で年齢満85歳以上の高齢者に対し、給付する。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 102

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	障害者年金支給の決定		
例 規 名 根 拠 条 項	心身障害者年金条例 第5条		
例 規 番 号	昭和50年条例第22号		
【根拠条文】 (申請及び決定) 第5条 年金の申請は、原則として本人とし、やむを得ない場合は、保護者が申請し、町長が支給を決定する。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (受給資格) 第3条 受給資格者は、日本の国籍を有し、町内に引き続き1年以上居住し、満18歳以上のもので前条に該当する者とする。ただし、各種の法令等により障害に関する年金の給付を受け、またこれに準ずる給付を受けている者を除く。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 105

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	延滞金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町介護保険条例 第10条		
例 規 番 号	平成12年条例第14号		
【根拠条文】 (延滞金の減免) 第10条 町長は、保険料の納税義務者が納期限内に保険料を納付しなかったことについて災害、その他やむを得ない理由があると認めたときは、前条の延滞金を減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 106

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	保険料の徴収猶予		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町介護保険条例 第11条第1項		
例 規 番 号	平成12年条例第14号		
【根拠条文】 (保険料の徴収猶予) 第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6カ月以内の期間を限って徴収猶予することができる。 (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、町長に提出しなければならない。 (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所 (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月 (3) 徴収猶予を必要とする理由 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 107

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	保険料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	九重町介護保険条例 第12条第1項
例 規 番 号	平成12年条例第14号
【根拠条文】 (保険料の減免) 第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。 (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。 (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所 (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月 (3) 減免を必要とする理由 3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。	
標準処理期間	15日
備考	

ID: 111

担当部署: 住民課

処分の概要	延滞金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町後期高齢者医療に関する条例 第6条第3項		
例 規 番 号	平成20年条例第9号		
【根拠条文】 (延滞金) 第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 3 町長は、被保険者又は連帯納付義務者が納期限までに保険料を納付しないことについて特別な理由があると認めるときは、第1項の規定による延滞金を減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 113
担当部署: 建設課

処分の概要	給水装置の新設等の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	簡易水道事業条例 第10条第1項		
例 規 番 号	昭和34年条例第12号		
【根拠条文】 (給水装置の新設等の申込み) 第10条 給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、あらかじめ申込書により町長に申し込まなければならない。 2 前項の申込みに当たり、給水装置の位置又は工事に対し、第三者の異議があっても、町は、その責めを負わない。ただし、町長が必要があると認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。 3 第1項の申込みに対し、町長が認めたものは、別表1の申込手数料を申込書に添え納付しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 115

担当部署: 建設課

処分の概要	設計審査及び工事検査		
例 規 名 根 拠 条 項	簡易水道事業条例 第11条第2項		
例 規 番 号	昭和34年条例第12号		
【根拠条文】 (工事の施工) 第11条 給水装置工事は、指定給水装置工事事業者が施工する。ただし、止水栓以下の給水装置の設計及び工事については、町長が認めた給水工事事業者(以下「業者」という。)において施工することができる。 2 前項ただし書きの規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施工するときは、あらかじめ町長の設計審査を受け、かつ、工事竣工後町長の工事検査を受けなければならない。 3 指定給水装置工事事業者に関する事項については、町長が別に定める。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 116

担当部署: 建設課

処分の概要	材料の検査		
例 規 名 根 拠 条 項	簡易水道事業条例 第12条		
例 規 番 号	昭和34年条例第12号		
【根拠条文】 (材料の検査) 第12条 給水装置工事に使用する材料は、あらかじめ町長の定める検査を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 119

担当部署: 建設課

処分の概要	料金、手数料等の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	簡易水道事業条例 第34条		
例 規 番 号	昭和34年条例第12号		
【根拠条文】 (料金、手数料等の軽減又は免除) 第34条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 123

担当部署: 建設課

処分の概要	分担金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町小規模給水施設普及支援事業分担金徴収条例 第5条		
例 規 番 号	平成27年条例第24号		
【根拠条文】 (分担金の減免等) 第5条 町長は、災害その他やむを得ない事情により特に必要があると認めるときは、分担金を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を延期することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 124

担当部署: 建設課

処分の概要	指定給水装置工事事業者の指定
例 規 名 根 拠 条 項	九重町指定給水装置工事事業者に関する規則 第2条第1項
例 規 番 号	平成10年規則第18号
【根拠条文】 (指定の申請) 第2条 指定は、給水装置工事事業者の申請により行う。 2 指定を受けようとする者は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第25条の2第2項に定めるところによる次に掲げる事項を記載した申請書(様式第1)及び第3条第3項を誓約する書類(様式第2)を町長に提出しなければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 (2) 町の給水区域について給水装置工事事業者の名称及び所在地並びにそれぞれの事業所において、法第25条の4第1項の規定により選任されることとなる者(以下「給水装置工事主任技術者」という。)の氏名及び給水装置工事主任技術者免状の交付番号 (3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数(別表) (4) 事業の範囲 (5) 法人にあっては役員の氏名 3 申請書には、法人にあっては定款、寄附行為、登記簿謄本、個人にあっては住民票の写しをそれぞれ添付しなくてはならない。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (指定の基準) 第3条 事業者は、次に掲げる各号のいずれにも適合しなければならない。 (1) 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。 (2) 業務遂行に必要な機械器具(厚生労働省令で定める機械器具)を有する者であること。 (3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。 ア 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの イ 法に違反して、刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ウ 法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 エ 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者 オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの	
標準処理期間	30日



ID: 129

担当部署: 商工観光・自然環境課

処分の概要	行為の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	交通センターの設置及び管理に関する条例 第9条ただし書		
例 規 番 号	昭和61年条例第7号		
【根拠条文】 (販売行為の禁止) 第9条 交通センター内においては、物品の販売及び宣伝、保険の勧誘その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、あらかじめ町長の許可を受けた場合は、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 130

担当部署: 企画調整課

処分の概要	給付の決定
例 規 名 根 拠 条 項	九重町いきいきふるさと若者定住促進条例 第9条第1項
例 規 番 号	平成12年条例第7号
【根拠条文】 (決定と給付及び交付) 第9条 町長は、前条の申請があった場合、速やかにその内容を審査し、適正と認めたときは当該申請による祝金等を決定し給付及び交付する。ただし、祝金等の給付は、商品券に代えることができる。 2 申請者は、虚偽の申請により、又は不正の手段により給付及び交付を受けてはならない。 【基準】 根拠条文、第4条から第6条まで及び九重町いきいきふるさと若者定住促進条例施行規則第3条の規定による。 (給付要件) 第4条 この条例の祝金等の給付を受けることができる者は、次に掲げる事項に該当する者でなければならない。 (1) 前条第1号に規定する九重町に定住する町民 (2) 町税等の納付義務者にあつては、完納している者 (3) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではない者 2 結婚祝金については、前条第2号に規定する届出をした50歳未満の男女でなければならない。 3 定住促進奨励金については、婚姻届出をした日から引き続き10年以上定住した夫婦でなければならない。 (助成要件) 第5条 この条例の助成を受けることができるものは、次に掲げる事項に該当する者でなければならない。 (1) 町税等の納付義務者にあつては、完納している者 (2) 民間賃貸住宅家賃助成事業については、次に掲げる事項に該当する者 ア 申請者及びその同居人が第3条第1号に規定する九重町に定住する町民 イ 平成20年4月1日以降、新たに月額家賃45,000円以上の町内民間賃貸住宅又は空き家に同居世帯として入居する者又は月額家賃30,000円以上の町内民間賃貸住宅又は空き家に単身世帯として入居する者 ウ 2親等以内の親族との賃貸借契約でないこと。 エ 過去にこの制度による家賃補助を受けていない者。ただし、助成期間内であれば、残存期間についての助成を認める。また、助成期間内の家族の増員による転居の場合は、それまで制度を受けたことのある者のうち、残存期間の一番短い者を申請者として、助成を認める。 オ 単身世帯にあつては、入居する物件の住戸面積が18m²以上、同居世帯にあつては、入居す	

ID: 132

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例 第6条第1項(第4条の2第3項において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	平成8年条例第1号		
【根拠条文】 (使用許可) 第6条 保健福祉センターの施設又は設備(以下「施設等」という。)を使用する者及び許可された使用事項を変更する場合は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。 2 町長は、前項の許可に当たり、管理上必要な条件を付することができる。 【基準】 根拠条文、第7条及び九重町公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例第3条の規定による。 (使用許可の制限) 第7条 町長は、次の各号の一に該当するときは、施設等の使用を制限又は不許可若しくは許可の取消しをすることができる。 (1) 公益を害する恐れのあるとき又は公の秩序を乱すおそれのあるとき若しくは風俗を乱すおそれのあるとき。 (2) 施設等を棄損するおそれのあるとき。 (3) 管理運営に支障をきたすおそれのあるとき。 (4) その他使用させることが不適當であると判断されたとき。 (使用の制限) 第3条 町長、教育委員会及び指定管理者(以下「町長等」という。)は、暴力団等の利益になると認めるときは、当該公の施設の使用を許可しない。 2 町長等は、既に公の施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。 3 町長等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 136

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	利用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町温泉館の設置及び管理に関する条例 第6条		
例 規 番 号	平成9年条例第19号		
【根拠条文】 (利用料の免除) 第6条 町長が必要と認めた場合は、利用料の一部、又は全部を免除することができる。 【基準】 根拠条文及び九重町温泉館の設置及び管理に関する条例施行規則第4条の規定による。 (利用料の免除) 第4条 条例第6条の規定による利用料の免除については、次の各号に掲げる場合において当該各号に定めるとおりとする。 (1) 町長が公益上必要があると認めた場合 利用料の全部 (2) その他町長が特別に認めた場合 町長が認めた部分			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 140

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	利用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例 第6条		
例 規 番 号	平成12年条例第50号		
【根拠条文】 (利用料の減免) 第6条 町長が特に必要があると認めるときは、利用料を減免することができる。 【基準】 根拠条文及び九重町ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例施行規則第4条の規定による。 (利用料の減免) 第4条 条例第6条の規定による利用料の減免については、次の各号に掲げる場合において当該各号に定めるとおりとする。 (1) 町長が公益上必要があると認めた場合 利用料の全額 (2) 九重町温泉館の利用者が利用後の休息のため利用した場合 利用料の全額 (3) その他町長が特別に認めた場合 町長が認めた額			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 141

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例 第7条		
例 規 番 号	平成12年条例第50号		
【根拠条文】 (利用の制限) 第7条 町長は、ふれあいプラザを使用する者が、次の各号に該当すると認められるときは、使用を許可しないことができる。 (1) 公益を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 建物又は備品を損傷し、もしくは損傷するおそれがあると認めるとき。 (3) 管理運営上支障があると認めるとき。 (4) その他、使用させることが不適當であると認めるとき。 【基準】 根拠条文及び九重町公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例第3条の規定による。 (使用の制限) 第3条 町長、教育委員会及び指定管理者(以下「町長等」という。)は、暴力団等の利益になると認めるときは、当該公の施設の使用を許可しない。 2 町長等は、既に公の施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。 3 町長等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 143

担当部署: 危機管理情報推進課

処分の概要	加入の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町ケーブルテレビネットワーク施設条例 第8条第1項		
例 規 番 号	平成20年条例第4号		
【根拠条文】 (加入の申込み) 第8条 施設に加入しようとする者は、規則の定めるところにより町長に加入の申込みを行い、承認を受けなければならない。 2 前項に規定する加入の申込みは、引込端子ごとに行うものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 146

担当部署: 危機管理情報推進課

処分の概要	分担金、引込工事費用及び使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町ケーブルテレビネットワーク施設条例 第18条第1項		
例 規 番 号	平成20年条例第4号		
【根拠条文】 (分担金、引込工事費用及び使用料の減免) 第18条 町長は、公益上その他特別の理由があるとき又は加入促進を図るため加入促進期間(以下「特別加入申込期間」という。)を設け、分担金、引込工事費用及び使用料を減額し、又は免除することができる。 2 減額又は免除対象者及び減免条件並びに特別加入申込期間は、町長が別に定める。 【基準】 根拠条文及び九重町ケーブルテレビネットワーク施設条例第18条の特例に関する規則第2条の規定による。 (特別加入申込期間及び減免条件) 第2条 条例第9条第1項及び第15条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期日までに、条例第8条第1項の規定により加入の申込みをした個人又は法人に対しては、当該各号に掲げる費用を全額免除する。 (1) 平成20年9月30日 引込工事費 (2) 平成20年9月30日 分担金			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 147

担当部署: 危機管理情報推進課

処分の概要	加入者の名義変更の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町ケーブルテレビネットワーク施設条例 第20条		
例 規 番 号	平成20年条例第4号		
【根拠条文】 (加入者の名義変更) 第20条 既に引込設備のある住宅において、相続、譲渡その他の事由により加入者の名義の変更が生じる場合は、町長にその旨を申請し承認を得なければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 149

担当部署: 危機管理情報推進課

処分の概要	指定工事店認定証の交付及び再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町ケーブルテレビネットワーク宅内工事の指定工事店に関する規則 第5条 第1項及び第2項		
例 規 番 号	平成20年規則第20号		
【根拠条文】 (指定工事店認定証) 第5条 町長は、前条第2項の登載を行ったときは、申請者に対し九重町ケーブルテレビネットワーク宅内工事指定工事店認定証(様式第3号)(以下「認定証」という。)を交付する。 2 指定工事店は、認定証を損傷し、又は紛失したときは、直ちに九重町ケーブルテレビネットワーク宅内工事指定工事店認定証再交付申請書(様式第4号)を町長に提出して再交付を受けなければならない。 3 指定工事店は、第8条第1項の規定により認定を取り消されたときは認定証を返納しなければならない。 4 指定工事店は、第8条第2項の規定により認定の効力を一時停止されたときは、その期間認定証を返納しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 151

担当部署: 企画調整課

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	豊後中村活性化交流施設の設置及び管理に関する条例 第9条第1項		
例 規 番 号	平成22年条例第3号		
【根拠条文】 (使用の許可) 第9条 交流施設(交通センターの用に供する部分を除く。以下同じ。)を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可された事項を変更しようとする場合も同様とする。 2 町長は、前項の事項の使用の許可をする場合は、使用の目的、使用の範囲及び期間その他管理上必要な条件を付することができる。 【基準】 根拠条文、第10条及び九重町公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例第3条の規定による。 (使用の不許可) 第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を許可しない。 (1) 公の秩序を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 当該施設、設備、器具類等をき損するおそれがあると認められるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、使用させることが困難並びに不適當であると判断されるとき。 (使用の制限) 第3条 町長、教育委員会及び指定管理者(以下「町長等」という。)は、暴力団等の利益になると認めるときは、当該公の施設の使用を許可しない。 2 町長等は、既に公の施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。 3 町長等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 154

担当部署: 企画調整課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	豊後中村活性化交流施設の設置及び管理に関する条例 第13条		
例 規 番 号	平成22年条例第3号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第13条 町長は、公益上必要があると認めたときは、使用料の一部又は全部を減免することができる。 【基準】 根拠条文及び豊後中村活性化交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則第7条の規定による。 (使用料の減免) 第7条 条例第13条に規定する「公益上必要と認めるとき」とは、次に掲げる場合をいう。 (1) 町の主催又は町が他の団体と共催で使用するとき。 (2) 町内の保育園、幼稚園、こども園及び小、中学校等が教育の一環として使用するとき。 (3) 前各号に掲げる以外で特に町長が必要と認めるとき。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 155

担当部署: 企画調整課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	豊後中村活性化交流施設の設置及び管理に関する条例 第14条ただし書		
例 規 番 号	平成22年条例第3号		
【根拠条文】 (使用料の不還付) 第14条 既納した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 使用者の責めに帰することができない理由により、使用することができなかつたとき。 (2) その他町長が相当の理由があると認めるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 156

担当部署: 企画調整課

処分の概要	特別の設備等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	豊後中村活性化交流施設の設置及び管理に関する条例 第15条ただし書		
例 規 番 号	平成22年条例第3号		
【根拠条文】 (設備の変更等の禁止) 第15条 使用者は、交流施設に特別の施設及び設備をし、変更を加え、又は備え付け以外の器具を使用してはならない。ただし、あらかじめ町長の許可を受けたときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 158

担当部署: 企画調整課

処分の概要	使用料の減免																																												
例 規 名 根 拠 条 項	九重町コミュニティバス等運行事業に関する条例 第6条第2項																																												
例 規 番 号	平成22年条例第4号																																												
【根拠条文】 (使用料) 第6条 コミュニティバス等を利用する者は、次の表に定める使用料を納付しなければならない。 <table><tr><th colspan="4">区分</th><th>使用料</th></tr><tr><td rowspan="6">中学生以上</td><td rowspan="2">身 体 障 害 者</td><td>1 種</td><td>本人及び介護者</td><td>1 回の乗車につき 300 円</td></tr><tr><td>2 種</td><td>本人のみ</td><td>1 回の乗車につき 150 円</td></tr><tr><td rowspan="2">知 的 障 害 者</td><td>1 種</td><td>本人及び介護者</td><td>1 回の乗車につき 150 円</td></tr><tr><td>2 種</td><td>本人のみ</td><td>1 回の乗車につき 150 円</td></tr><tr><td rowspan="4">小学生</td><td rowspan="2">身 体 障 害 者</td><td>1 種</td><td>本人及び介護者</td><td>1 回の乗車につき 150 円</td></tr><tr><td>2 種</td><td>本人のみ</td><td>1 回の乗車につき 80 円</td></tr><tr><td rowspan="2">知 的 障 害 者</td><td>1 種</td><td>本人及び介護者</td><td>1 回の乗車につき 80 円</td></tr><tr><td>2 種</td><td>本人のみ</td><td>1 回の乗車につき 80 円</td></tr><tr><td colspan="4">6 歳以下の就学前児童</td><td>無料</td></tr></table>						区分				使用料	中学生以上	身 体 障 害 者	1 種	本人及び介護者	1 回の乗車につき 300 円	2 種	本人のみ	1 回の乗車につき 150 円	知 的 障 害 者	1 種	本人及び介護者	1 回の乗車につき 150 円	2 種	本人のみ	1 回の乗車につき 150 円	小学生	身 体 障 害 者	1 種	本人及び介護者	1 回の乗車につき 150 円	2 種	本人のみ	1 回の乗車につき 80 円	知 的 障 害 者	1 種	本人及び介護者	1 回の乗車につき 80 円	2 種	本人のみ	1 回の乗車につき 80 円	6 歳以下の就学前児童				無料
区分				使用料																																									
中学生以上	身 体 障 害 者	1 種	本人及び介護者	1 回の乗車につき 300 円																																									
		2 種	本人のみ	1 回の乗車につき 150 円																																									
	知 的 障 害 者	1 種	本人及び介護者	1 回の乗車につき 150 円																																									
		2 種	本人のみ	1 回の乗車につき 150 円																																									
	小学生	身 体 障 害 者	1 種	本人及び介護者	1 回の乗車につき 150 円																																								
			2 種	本人のみ	1 回の乗車につき 80 円																																								
知 的 障 害 者		1 種	本人及び介護者	1 回の乗車につき 80 円																																									
		2 種	本人のみ	1 回の乗車につき 80 円																																									
6 歳以下の就学前児童				無料																																									
備考 1 身体障害者及び知的障害者使用料の適用を受けようとするものは、次の各号の手帳を運転手に提示することとする。 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳 (2) 知的障害者に係る療育手帳 2 他路線へ乗り継ぎを行おうとする利用者は、乗継券の交付を受け交付1枚につき1回限り、無料で他路線へ乗り継ぐことができる。 2 町長は、公益上必要があると認めたときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。																																													
標準処理期間	3日																																												

ID: 159

担当部署: 企画調整課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町コミュニティバス等運行事業に関する条例 第7条ただし書		
例 規 番 号	平成22年条例第4号		
【根拠条文】 (使用料の不還付) 第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、天災その他やむを得ない事由により運行を途中で変更又は中止したときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 160

担当部署: 商工観光・自然環境課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	九重グリーンパークの設置及び管理に関する条例 第6条(第4条の2第3項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和58年条例第15号		
【根拠条文】 (使用の許可) 第6条 施設を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、事前に町長の許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文、第7条及び九重町公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例第3条の規定による。 (使用の制限) 第7条 町長は、次の各号の一に該当するときは、施設の使用を許可しない。 (1) 公の秩序を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 施設、設備又は器具類を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 前各号のほか施設の管理運営上支障があると認められるとき。 (使用の制限) 第3条 町長、教育委員会及び指定管理者(以下「町長等」という。)は、暴力団等の利益になると認めるときは、当該公の施設の使用を許可しない。 2 町長等は、既に公の施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。 3 町長等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 162

担当部署: 商工観光・自然環境課

処分の概要	特別の設備等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	九重グリーンパークの設置及び管理に関する条例 第11条(第4条の2第3項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和58年条例第15号		
【根拠条文】 (使用者の行う特別の設備等) 第11条 使用者は、施設の使用にあたって特別の設備を設け又は特殊な物件を搬入し、使用しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 164

担当部署: 商工観光・自然環境課

処分の概要	使用料等の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	九重グリーンパークの設置及び管理に関する条例 第15条		
例 規 番 号	昭和58年条例第15号		
【根拠条文】 (使用料等の減免) 第15条 町長は、公益上必要があると認めたときは、使用料又は入村料の全部又は一部を免除することができる。 【基準】 根拠条文及び九重グリーンパークの設置及び管理に関する条例施行規則第4条の規定による。 (使用料の減免) 第4条 条例第15条に規定する「公益上必要があると認めたとき」とは、次に掲げる場合をいう。 (1) 町の主催又は町が他の団体と共催等で使用するとき。 (2) 町内の小、中学校等が教育の一環として使用するとき。 (3) 林業研修を行うとき。 (4) 前各号に掲げる以外で特に町長が必要と認めたとき。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 165

担当部署: 商工観光・自然環境課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	九重グリーンパークの設置及び管理に関する条例 第16条ただし書		
例 規 番 号	昭和58年条例第15号		
【根拠条文】 (使用料の還付) 第16条 既に納入した使用料又は入村料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、町長は、その一部又は全部を還付することができる。 (1) 使用者の責めに帰さない理由により使用ができなくなったとき。 (2) 使用前に使用の申請を取り消し、又は変更の申請をし、町長において相当の理由があると認めたとき。 (3) 町長において使用の許可を取り消したとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 167

担当部署: 商工観光・自然環境課

処分の概要	利用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	基幹集落センターの設置及び管理に関する条例 第5条第1項(第4条の2第3項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和53年条例第27号		
【根拠条文】 (利用の許可及び不許可) 第5条 センターの施設又は設備を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、利用前3日までに町長の許可を受けなければならない。 2 町長は、利用者が次の各号の一に該当すると認める場合は、その利用を許可しないことができる。 (1) 秩序又は風俗を乱し、又は乱すおそれがあるとき。 (2) センターの施設等を破損するおそれがあるとき。 (3) その他利用させることが不適當と認められるとき。 【基準】 根拠条文及び九重町公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例第3条の規定による。 (使用の制限) 第3条 町長、教育委員会及び指定管理者(以下「町長等」という。)は、暴力団等の利益になると認めるときは、当該公の施設の使用を許可しない。 2 町長等は、既に公の施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。 3 町長等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 168

担当部署: 商工観光・自然環境課

処分の概要	特別の設備等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	基幹集落センターの設置及び管理に関する条例 第8条(第4条の2第3項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和53年条例第27号		
【根拠条文】 (造作等の制限) 第8条 利用者は、センターの施設等を利用するにあたり、特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 171

担当部署: 商工観光・自然環境課

処分の概要	利用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	基幹集落センターの設置及び管理に関する条例 第12条		
例 規 番 号	昭和53年条例第27号		
【根拠条文】 (利用料の免除) 第12条 町行政に関する集会、農林業に関する諸集会、その他町長において特別の理由があると認めたときの利用については、利用料の一部又は全部を免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 172

担当部署: 商工観光・自然環境課

処分の概要	利用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	基幹集落センターの設置及び管理に関する条例 第13条ただし書		
例 規 番 号	昭和53年条例第27号		
【根拠条文】 (利用料の還付) 第13条 既に納入した利用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その一部又は全部を還付することができる。 (1) 利用者の責めによらない理由により利用できないとき。 (2) 利用前に利用の申請を取り消し、又は変更の申請をし、町長において相当の理由があると認めたとき。 (3) 町長において利用の許可を取り消したとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 174

担当部署: 商工観光・自然環境課

処分の概要	入場料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	九重“夢”大吊橋施設の設置及び管理に関する条例 第9条第2項		
例 規 番 号	平成18年条例第55号		
【根拠条文】 (入場料) 第9条 大吊橋施設の入場者は、別表に定める入場料を納付するものとする。 2 町長は、前項の規定にかかわらず必要と認められる場合は、入場料の一部又は全部を減免することができる。 【基準】 根拠条文及び九重“夢”大吊橋施設の設置及び管理に関する条例施行規則第4条の規定による。 (入場料の減免) 第4条 条例第9条第2項の規定による入場料の減免については、次の各号に掲げる場合において当該各号に定めるとおりとする。 (1) 町長が公益上必要があると認めた場合 入場料の全額 (2) 30人以上の団体として入場する場合 入場料の10パーセント相当額 (3) その他町長が特別に認めた場合 町長が認めた額 2 前項第3号の規定に基づき入場料の減免を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、九重“夢”大吊橋施設入場料減免申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。 3 町長は、前項の申請書の提出があった場合において、入場料を減免することと決定したときは、九重“夢”大吊橋施設入場料減免決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとし、入場料を減免しないことと決定したときは、申請者にその旨通知するものとする。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 175

担当部署: 商工観光・自然環境課

処分の概要	入場券の交付		
例 規 名 根 拠 条 項	九重“夢”大吊橋施設の設置及び管理に関する条例施行規則 第3条第1項(第6条において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成18年規則第39号		
【根拠条文】 (入場券の交付) 第3条 町長は、条例第9条第1項の規定による入場料を納付した者(以下「入場者」という。)に対し入場券を交付する。 2 前売り入場券の交付を希望する者は、条例第9条に規定する入場料を納付しなければならない。 3 クーポンを用いた信用販売による入場券の交付ができるものとする。この場合において、クーポン発行業者と契約を締結し必要な事項を定めるものとする。 【基準】 根拠条文、九重“夢”大吊橋施設の設置及び管理に関する条例第10条及び九重町公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例第3条の規定による。 (入場の制限等) 第10条 町長は、次の各号の一に該当するときは、大吊橋施設への入場を制限し、又は許可しないことができる。 (1) 公の秩序を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 当該施設、設備、器具類等を毀損するおそれがあると認められるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、入場させることが困難並びに不適當であると判断されるとき。 (使用の制限) 第3条 町長、教育委員会及び指定管理者(以下「町長等」という。)は、暴力団等の利益になると認めるときは、当該公の施設の使用を許可しない。 2 町長等は、既に公の施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。 3 町長等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 176

担当部署: 商工観光・自然環境課

処分の概要	入場料の返還承認		
例 規 名 根 拠 条 項	九重“夢”大吊橋施設の設置及び管理に関する条例施行規則 第5条第1項ただし書		
例 規 番 号	平成18年規則第39号		
【根拠条文】 (入場料の返還) 第5条 既に納付した入場料は、返還しないものとする。ただし、入場者の責めに帰すことができない事由により入場することができなくなった場合においては、この限りでない。 2 前項の規定に基づき入場料の返還を受けようとする者は、入場料の納付の日から起算して14日以内に当該入場券を添えて、九重“夢”大吊橋施設入場料返還申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 178

担当部署: 建設課

処分の概要	分担金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	耕地災害復旧事業費分担金賦課徴収条例 第6条		
例 規 番 号	昭和30年条例第37号		
【根拠条文】 (分担金の減免等) 第6条 町長は、天災その他特別の事情がある場合に限り賦課、徴収を延期し、又は減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 179

担当部署: 建設課

処分の概要	分担金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例 第4条		
例 規 番 号	昭和42年条例第21号		
【根拠条文】 (分担金の減免) 第4条 町長は、天災その他特別の理由により必要と認めるときは、分担金の納期を延期し、又は減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 180

担当部署: 建設課

処分の概要	事業計画の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	災害復旧(土地改良)耕地事業委託規則 第5条		
例 規 番 号	昭和30年規則第2号		
【根拠条文】 (事業計画の承認) 第5条 代表者は、前条第2項の請書を提出したときは、10日以内に次の書類を町長に提出して その承認を受けなければならない。 (1) 事業計画書(実施設計書) (2) 収支予算書(第3号様式) 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 181

担当部署: 建設課

処分の概要	変更の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	災害復旧(土地改良)耕地事業委託規則 第6条		
例 規 番 号	昭和30年規則第2号		
【根拠条文】 (変更の承認) 第6条 代表者は、前条の書類に記載した事項を変更しようとするときは、町長の承認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町農業バイオセンターの設置及び管理に関する条例 第5条第1項		
例 規 番 号	平成23年条例第9号		
【根拠条文】 (使用等の許可) 第5条 センター(附属設備及び器具等を含む。)を使用する者は、町長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可された事項を変更しようとする場合も同様とする。 2 町長は、前項の事項の使用の許可をする場合は、使用の目的、使用の範囲及び期間その他管理上必要な条件を付することができる。 【基準】 根拠条文、第6条及び九重町公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例第3条の規定による。 (使用の不許可) 第6条 町長は、次の各号に該当する場合は、その使用を許可しない。 (1) 公の秩序を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 当該施設、設備、器具類等を毀損するおそれがあると認められるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、使用させることが困難並びに不適當であると判断されるとき。 (使用の制限) 第3条 町長、教育委員会及び指定管理者(以下「町長等」という。)は、暴力団等の利益になると認めるときは、当該公の施設の使用を許可しない。 2 町長等は、既に公の施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。 3 町長等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。			
標準処理期間	10日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 186

担当部署: 農林課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町農業バイオセンターの設置及び管理に関する条例 第9条		
例 規 番 号	平成23年条例第9号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第9条 町長は、公益上必要があると認めたときは、使用料の一部又は全部を減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 187

担当部署: 農林課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町農業バイオセンターの設置及び管理に関する条例 第10条ただし書		
例 規 番 号	平成23年条例第9号		
【根拠条文】 (使用料の不還付) 第10条 既納した使用料は、還付しない。ただし、次の各号に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 使用者の責めに帰することができない事由により、使用できなくなったとき。 (2) その他町長が相当の理由があると認めたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 188

担当部署: 農林課

処分の概要	特別の設備等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町農業バイオセンターの設置及び管理に関する条例 第12条ただし書		
例 規 番 号	平成23年条例第9号		
【根拠条文】 (設備の変更等の禁止) 第12条 使用者は、センターに特別の施設及び設備をし、変更を加え、又は備え付け以外の器具を使用してはならない。ただし、あらかじめ町長の許可を受けたときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 190

担当部署: 農林課

処分の概要	分担金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	林業生産基盤の整備事業費分担金賦課徴収条例 第5条		
例 規 番 号	昭和46年条例第29号		
【根拠条文】 (分担金の減免) 第5条 町長は、天災その他特別の理由により必要と認めるときは、分担金の納期を延期し又は減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 192

担当部署: 建設課

処分の概要	分担金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	林道災害復旧事業費分担金徴収条例 第5条		
例 規 番 号	昭和49年条例第48号		
【根拠条文】 (分担金の減免) 第5条 町長は、天災その他特別の理由により必要と認めるときは、分担金の納期を延期し、又は減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 196

担当部署: 建設課

処分の概要	行為の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町普通河川取締条例 第5条		
例 規 番 号	昭和33年条例第3号		
【根拠条文】 (制限事項) 第5条 普通河川敷において次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 (1) 普通河川に接近して土地を掘さくしその他土地の形状を変更すること。 (2) 敷地に固着して工作物を設置すること。 (3) 敷地(私有地を除く。)又は流水を営業用として使用又は占用すること。 (4) 敷地内において土石、砂利、砂等を採取すること。 (5) 敷地を埋立又は耕作すること。 (6) 敷地に竹木等を栽植すること。 (7) いかだ又は竹木等を流送すること。 (8) 前各号に掲げるもののほか、流水の方向、分量、幅員若しくは深浅又は敷地の現状に著しく影響をおよぼすおそれのある行為をすること。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 197

担当部署: 建設課

処分の概要	許可事項の変更の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町普通河川取締条例 第8条		
例 規 番 号	昭和33年条例第3号		
【根拠条文】 (許可事項の変更) 第8条 許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめその理由を付け、町長の承認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 201

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町道路占用及び占用料徴収に関する条例 第13条		
例 規 番 号	平成17年条例第8号		
【根拠条文】 (占用料の減免) 第13条 町長が特に必要があると認めたときは、占用料を減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 202

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町道路占用及び占用料徴収に関する条例 第14条ただし書		
例 規 番 号	平成17年条例第8号		
【根拠条文】 (占用料の還付) 第14条 既に納付した占用料は、これを還付しない。ただし、町の都合で占用の許可を取り消した場合は、取り消した日の属する月以後の分については、これを還付する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 203

担当部署: 建設課

処分の概要	占用期間の更新許可		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町道路占用及び占用料徴収に関する条例施行規則 第4条		
例 規 番 号	平成17年規則第13号		
【根拠条文】 (占用期間更新の申請) 第4条 占有者は、占有期間を更新しようとするときは、占有期間満了の日の30日前までに、道路占有期間更新許可申請書(第3号様式)を、町長に提出しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 204

担当部署: 建設課

処分の概要	占用権利の承継		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町道路占用及び占用料徴収に関する条例施行規則 第7条第1項ただし書		
例 規 番 号	平成17年規則第13号		
【根拠条文】 (権利の移転及び承継) 第7条 占用者は、占用の許可権利を第三者に移転してはならない。ただし、相続又は法人の合併等による場合はこの限りでない。 2 前項ただし書の規定により占用許可の承継をした者は、道路占用承継届(第7号様式)に相続人にあつては戸籍の謄本又は抄本を、法人にあつてはこれを証する書面を添えて町長に提出しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 206

担当部署: 建設課

処分の概要	占用等の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町法定外公共物管理条例 第4条		
例 規 番 号	平成17年条例第7号		
【根拠条文】 (占用等の許可) 第4条 法定外公共物について次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更又は更新しようとするときも、また同様とする。 (1) 敷地又はその上空若しくは地下において、工作物その他の物件を新築し、改築し、又は除去すること。 (2) 敷地内において、掘削、盛土その他土地の形状を変更すること。 (3) 流水又は水面を占用すること。ただし、流水の場合にあっては、かんがいの用に供する場合を除く。 (4) 敷地内において土石、竹木、その他の産出物を採取すること。 (5) 工場又は事業場等の排水水を法定外公共物に流出させること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、法定外公共物について工事を行い、又は法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 207

担当部署: 建設課

処分の概要	期間の延長許可		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町法定外公共物管理条例 第6条第2項ただし書		
例 規 番 号	平成17年条例第7号		
【根拠条文】 (許可の期間) 第6条 第4条の許可の期間は、5年以内とし、町長が定める。ただし、長期にわたり工作物を設置することが必要と認められる場合にあっては、10年以内とすることができる。 2 前項の規定にかかわらず、第4条第4号の規定に係る許可の期間は、1年以内とし、町長が定める。ただし、天災その他の不可抗力により当該期間内に採取することができないときは、町長に対し期間の延長を申請することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 208

担当部署: 建設課

処分の概要	地位の承継の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町法定外公共物管理条例 第8条		
例 規 番 号	平成17年条例第7号		
【根拠条文】 (地位の承継) 第8条 相続による承継人、合併により設立される法人その他の第4条の許可を受けた者の一般承継人は、町長の許可を受けたときは、当該許可に基づく権利及び義務を承継する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 212

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町法定外公共物管理条例 第18条		
例 規 番 号	平成17年条例第7号		
【根拠条文】 (占用料の減免) 第18条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該法定外公共物の占用料を減免することができる。 (1) 法令で規定する国又は他の地方公共団体の行う事業 (2) 公共の利益となる事業のために使用するとき。 (3) 道路橋で生活の用に供するもの (4) かんがい又は排水のために水路を使用するとき。 (5) 生活の用に供するために水道管又は配水管を設置するとき。 (6) その他町長が特別の必要があると認めたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 213

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町法定外公共物管理条例 第19条ただし書		
例 規 番 号	平成17年条例第7号		
【根拠条文】 (占用料の還付) 第19条 既納の占用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、占用料の全部又は一部を還付することができる。 (1) 天災その他の不可抗力によって許可を受けた目的を達することができなくなったとき。 (2) 第10条第4号の規定により許可を取り消したとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 215
担当部署: 建設課

処分の概要	分担金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町営急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例 第5条		
例 規 番 号	平成27年条例第7号		
【根拠条文】 (分担金の減免) 第5条 町長は、必要があると認めたときは、規則で定めるところにより、分担金を減額し、又は分担金の徴収を免除することができる。 【基準】 根拠条文及び九重町営急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例施行規則第11条の規定による。 (分担金の減免) 第11条 条例第5条の規定による分担金の減免は、次に掲げるとおりとする。 (1) 町長が公益上必要があると認めた場合 分担金の全額 (2) その他町長が特別に認めた場合 町長が認めた額			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 216

担当部署: 教育委員会事務局 教育振興課

処分の概要	利用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則 第4条		
例 規 番 号	平成6年教育委員会規則第2号		
【根拠条文】 (利用の許可) 第4条 開放校を利用しようとする者は、所定の様式により、教育委員会の許可を得なければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 219

担当部署: 教育委員会事務局 子育て支援課

処分の概要	入園の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町幼稚園管理運営規則 第11条		
例 規 番 号	平成14年教育委員会規則第1号		
【根拠条文】 (入園手続) 第11条 幼稚園に入園しようとする者の保護者は、入園願書(第1号様式)を園長に提出し許可を受けなければならない。ただし、適格者が定員を超過するときは、公正な方法により超過幼児数のみ入園を断ることができる。 【基準】 根拠条文及び第9条の規定による。 (入園資格) 第9条 幼稚園に入園することのできる者は、町の区域内に居住する者又は町外者で設置者が特に入園を必要と認めた者で満4歳に達した翌日以後における最初の学年の初めから小学校就学の始期に達するまでの幼児(以下「幼児」という。)とする。ただし、次の各号の一つに該当する幼児は除く。 (1) 心身障害児で園生活に不適當と認める者 (2) その他園生活に支障を来すと認める者			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 221

担当部署: 教育委員会事務局 子育て支援課

処分の概要	園費の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	町立幼稚園の園費徴収条例 第7条		
例 規 番 号	昭和54年条例第17号		
【根拠条文】 (園費の減免) 第7条 園費の支弁が困難であることその他特別の理由のある幼児の保護者については、規則の定めるところにより、園費の一部又は全部を減免することができる。 【基準】 根拠条文及び町立幼稚園の園費減免に関する規則第2条の規定による。 (減免の対象) 第2条 町長は、町立幼稚園に就園する幼児の保護者が次の各号の一に該当することとなった場合において、園費を減免することができる。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく生活扶助を受けることとなった場合 (2) 幼児の保護者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる場合			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 222

担当部署: 教育委員会事務局 教育振興課

処分の概要	交付及び補助の認定		
例 規 名 根 拠 条 項	町立学校児童の通学費補助に関する条例 第5条		
例 規 番 号	平成13年条例第26号		
【根拠条文】 (交付及び補助の認定) 第5条 交付及び補助の申請にあたっては、当該児童の保護者が学校長を経由して教育委員会に申請し、認定を受けるものとする。 【基準】 根拠条文、第3条、第4条及び第6条の規定による。 (交付及び補助の内容) 第3条 交付及び補助の内容は、交通機関の定期券(年間11ヶ月分以内)の交付、又は別表1に定める通学用品購入費補助の金額のいずれかを選択するものとする。 (交付及び補助対象) 第4条 交付及び補助の対象は、通学距離が小学生で2キロメートル以上とする。 (交付及び補助の特例) 第6条 身体障害の理由をもって通学困難と認められる者、又はその他の疾患で学校医が通学困難と認め、学校長の内申に基づき教育委員会が認定した場合には、第3条及び第4条の規定にかかわらず、交通機関の定期券を交付することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 223

担当部署: 教育委員会事務局 教育振興課

処分の概要	利用資格認定書の交付		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町スクールバス事業条例 第6条		
例 規 番 号	昭和60年条例第27号		
【根拠条文】 (認定) 第6条 前条の規定により利用申込があった場合、町長は審査の上、利用資格認定書を交付する。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (利用者の資格) 第3条 この条例による児童生徒及び学生は町内に居住する者で学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小・中学校、高等学校若しくは町長の指定する各種学校に昭和60年4月以降に入学して通学する者又は玖珠町から委託を受けて、町内小・中学校に昭和60年4月以降に入学して通学する者でなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 225

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	分担金の減免等		
例 規 名 根 拠 条 項	集会所建設事業費分担金賦課徴収条例 第4条		
例 規 番 号	昭和57年条例第8号		
【根拠条文】 (分担金の減免等) 第4条 町長は、天災その他特別の事情がある場合に限り賦課、徴収を延期し、又は減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 226

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	指定有形文化財の現状変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町文化財保護条例 第14条第1項		
例 規 番 号	昭和56年条例第18号		
【根拠条文】 (現状変更等の制限) 第14条 町指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については、影響の軽微である場合は、この限りでない。 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。 3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。 4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ又は許可を取り消すことができる。 5 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、町は、その通常生ずべき損失を補償する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 228

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	指定史跡名勝天然記念物の現状変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町文化財保護条例 第38条第1項		
例 規 番 号	昭和56年条例第18号		
【根拠条文】 (現状変更等の制限) 第38条 町指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。 3 第1項の規定による許可を与える場合には、第14条第3項及び第4項の規定を準用する。 4 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第3項で準用する第14条第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、町は、その通常生ずべき損失を補償する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 229

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	町文教施設使用条例 第2条(第11条において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和30年条例第36号		
【根拠条文】 (使用の許可) 第2条 文教施設等を使用しようとする者は、使用期日の2日前までに所定の使用許可書に所要事項を記入のうえ、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、町立小中学校体育館の使用許可については、当該学校長の許可で利用できるものとする。 【基準】 根拠条文、第4条及び九重町公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例第3条の規定による。 (使用の不許可) 第4条 次の各号の一に該当するときは、使用を許可しない。 (1) 公益を害し、又は風俗をみだすおそれがあると認めるとき。 (2) 建物又はその附属物、備品等をき損するおそれがあるとき。 (3) 営利又は興業を目的として使用するとき。 (使用の制限) 第3条 町長、教育委員会及び指定管理者(以下「町長等」という。)は、暴力団等の利益になると認めるときは、当該公の施設の使用を許可しない。 2 町長等は、既に公の施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。 3 町長等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 232

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	特別の設備等の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	町文教施設使用条例 第6条(第11条において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和30年条例第36号		
【根拠条文】 (造作物の制限) 第6条 使用の際当該施設に特別に設備をなすときは、学校長、公民館長等直接の管理者の承認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 233

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	町文教施設使用条例 第8条		
例 規 番 号	昭和30年条例第36号		
【根拠条文】 (使用料の免除) 第8条 町主催の諸集会については、使用料を免除する。 2 教育委員会において特別の理由があると認めたときの使用については、使用料の一部又は全部を免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 234

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	町文教施設使用条例 第9条ただし書		
例 規 番 号	昭和30年条例第36号		
【根拠条文】 (使用料の還付) 第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 使用者の責任でない事情により使用ができないとき。 (2) 使用前に使用の申請を取消し又は変更の申出をし、教育委員会において相当の理由があると認めたとき。 (3) 教育委員会において使用の承認を取り消したとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 235

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	農民研修センターの設置及び管理に関する条例 第6条第2項(第5条の2第3項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和51年条例第26号		
【根拠条文】 (使用の許可及び不許可) 第6条 農民研修センターは、各室ごとに区分し使用を許可する。 2 農民研修センターを使用しようとする者は、第4条の業務に支障のないよう使用期日の2日前までに教育長の許可を受けなければならない。 3 教育委員会は、農民研修センターの施設又は附属設備を使用しようとする者が次の各号の一に該当すると認める場合は、使用を許可しないものとする。 (1) 営利を目的とする興業 (2) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認めたとき。 (3) 施設等を破損するおそれがあると認めたとき。 (4) その他使用させることが不相当と認めたとき。 【基準】 根拠条文及び九重町公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例第3条の規定による。 (使用の制限) 第3条 町長、教育委員会及び指定管理者(以下「町長等」という。)は、暴力団等の利益になると認めるときは、当該公の施設の使用を許可しない。 2 町長等は、既に公の施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。 3 町長等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 236

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	特別の設備等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	農民研修センターの設置及び管理に関する条例 第9条(第5条の2第3項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和51年条例第26号		
【根拠条文】 (設備等の制限) 第9条 使用者は、使用の際、当該施設に特別の設備又は造作を加えようとするときは、あらかじめ教育長の許可を受けなければならないものとし、使用終了後は速やかに原状に回復しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 239

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	農民研修センターの設置及び管理に関する条例 第12条		
例 規 番 号	昭和51年条例第26号		
【根拠条文】 (使用料の免除) 第12条 町行政に関する集会、農林業に関する諸集会その他教育長において特別の理由があると認めたときの使用については、使用料の一部又は全部を免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 240

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	農民研修センターの設置及び管理に関する条例 第13条ただし書		
例 規 番 号	昭和51年条例第26号		
【根拠条文】 (使用料の還付) 第13条 すでに納入した使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その一部又は全部を還付することができる。 (1) 使用者が、その責任でない事情により使用できないとき。 (2) 使用前に使用の申請を取り消し、又は変更の申出をし、教育長において相当の理由があると認めたとき。 (3) 教育長において使用の許可を取り消したとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 241

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	専用使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	町営プール設置及び管理に関する条例 第6条(第3条の2第3項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和59年条例第16号		
【根拠条文】 (専用使用) 第6条 専用使用の場合は、使用計画書を教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文、第8条及び九重町公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例第3条の規定による。 (使用の不許可又は取消し) 第8条 次の各号に該当するときは、使用を取り消し、又は使用を許可しない。 (1) 公衆衛生上、不相当と認めたとき。 (2) 維持管理上支障があると認めたとき。 (3) その他教育委員会において不相当と認めたとき。 (使用の制限) 第3条 町長、教育委員会及び指定管理者(以下「町長等」という。)は、暴力団等の利益になると認めるときは、当該公の施設の使用を許可しない。 2 町長等は、既に公の施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。 3 町長等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 242

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	一般使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	町営プール設置及び管理に関する条例 第7条第1項(第3条の2第3項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和59年条例第16号		
【根拠条文】 (一般使用) 第7条 個人使用の場合は、町営プール管理人の許可を得て、使用することができる。 2 団体使用の場合は、使用前6日までに教育委員会に使用申請書を提出し、許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文、第8条及び九重町公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例第3条の規定による。 (使用の不許可又は取消し) 第8条 次の各号に該当するときは、使用を取り消し、又は使用を許可しない。 (1) 公衆衛生上、不相当と認めたとき。 (2) 維持管理上支障があると認めたとき。 (3) その他教育委員会において不相当と認めたとき。 (使用の制限) 第3条 町長、教育委員会及び指定管理者(以下「町長等」という。)は、暴力団等の利益になると認めるときは、当該公の施設の使用を許可しない。 2 町長等は、既に公の施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。 3 町長等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 244

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	利用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	各種集会所の設置及び管理に関する条例 第6条(第5条の2第3項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和60年条例第29号		
【根拠条文】 (利用の許可) 第6条 集会所を利用するときは、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。 【基準】 根拠条文、第7条及び九重町公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例第3条の規定による。 (利用の制限) 第7条 管理者は、集会所を利用する者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、利用を許可しないことができる。 (1) 公益を害し、善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 建物又は備品を損傷し、若しくは損傷するおそれがあると認めるとき。 (3) 管理上支障があると認めるとき。 (4) 第4条に規定する以外の利用のとき。 (5) その他管理者において必要があると認めるとき。 (使用の制限) 第3条 町長、教育委員会及び指定管理者(以下「町長等」という。)は、暴力団等の利益になると認めるときは、当該公の施設の使用を許可しない。 2 町長等は、既に公の施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。 3 町長等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 246

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	利用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	各種集会所の設置及び管理に関する条例 第8条第2項		
例 規 番 号	昭和60年条例第29号		
【根拠条文】 (利用料) 第8条 集会所の利用については、町及び教育委員会等が直接利用する場合については無料とし、その他の場合については別表第2に定めるとおりとする。 2 管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料を減免することができる。 3 第5条の2第1項の規定により集会所の管理に関する業務を指定管理者に行わせる場合は、第1項の規定にかかわらず、当該指定管理者が教育委員会の承認を得て別表第2に定める額を超えない範囲で利用料の額を定め、かつ、徴収することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 247

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町活きいきランドの設置及び管理に関する条例 第5条第1項(第4条の2第3項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成8年条例第19号		
【根拠条文】 (使用の許可) 第5条 活きいきランドの施設を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、教育委員会の許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、前項の許可に活きいきランドの管理上必要な条件を付することができる。 【基準】 根拠条文、九重町活きいきランドの設置及び管理に関する条例施行規則第5条及び九重町公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例第3条の規定による。 (使用の不許可) 第5条 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合は、活きいきランドの使用を許可しない。 (1) 公の秩序を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 施設、設備又は器具等を損傷するおそれがあるとき。 (3) 使用させることが適当でないと認められるとき。 (4) 前各号のほか施設の管理上支障があると認められるとき。 (使用の制限) 第3条 町長、教育委員会及び指定管理者(以下「町長等」という。)は、暴力団等の利益になると認めるときは、当該公の施設の使用を許可しない。 2 町長等は、既に公の施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。 3 町長等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 249

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町活きいきランドの設置及び管理に関する条例 第7条ただし書		
例 規 番 号	平成8年条例第19号		
【根拠条文】 (使用料の納付) 第7条 使用料は使用許可を受けたときに納付するものとし、原則として使用料は還付しない。 ただし、教育委員会が認める特別の理由により使用しなかった場合は還付することができる。 【基準】 根拠条文及び九重町活きいきランドの設置及び管理に関する条例施行規則第12条の規定による。 (使用料の還付) 第12条 条例第7条に定める使用料の還付は、申請人において施設使用料還付申請書(第3号様式)により教育委員会に使用料の還付申請をするものとする。ただし、その使用料の還付は、次の各号の一に該当する場合に、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 天候、その他使用者の責めに帰さない事由により使用することができなかったとき。 (2) 公益上使用を停止し、又は許可を取り消したとき。 (3) 使用者が使用日前3日までに使用許可の取消し、又は変更の申出をした場合において、教育委員会が相当の理由があると認めたとき。 (4) その他教育委員会が必要と認めたとき。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 250

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町活きいきランドの設置及び管理に関する条例 第8条		
例 規 番 号	平成8年条例第19号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第8条 教育委員会が特に必要があると認めるときは、使用料の一部又は全部を免除することができる。 【基準】 根拠条文及び九重町活きいきランドの設置及び管理に関する条例施行規則第11条の規定による。 (使用料の減免) 第11条 条例第8条に規定する「特に必要があると認めるとき」とは、次に掲げる場合をいう。 (1) 町の主催又は町が他の団体と共催で使用するとき。 (2) 町内の認定こども園及び小、中学校等が教育の一環として使用するとき。 (3) 前第2号の使用で郡単位で学校等が主催し使用するとき及び町内チーム参加のスポーツ少年団の郡大会で使用するとき。 (4) 前各号に掲げる以外で特に教育委員会が必要と認めるとき。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日



ID: 252

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	特別の設備等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町活きいきランドの設置及び管理に関する条例施行規則 第8条(第15条において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成8年教育委員会規則第3号		
【根拠条文】 (特別施設) 第8条 使用者は、活きいきランドの使用に当たって特別の設備を設け又は特殊な物件を搬入し、使用しようとする場合は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 254

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	九重文化センターの設置及び管理に関する条例 第5条第1項(第3条の2第3項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	平成11年条例第9号
【根拠条文】 (使用等の許可) 第5条 センター(付属設備及び器具等を含む。)を使用する者は、教育委員会の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可された事項を変更しようとする場合も同様とする。 2 教育委員会は、前項の事項の使用の許可をする場合は、使用の目的、使用の範囲及び期間その他管理上必要な条件を付することができる。 3 歴史資料館の資料を見学する利用者は、無料とし、許可は必要としない。 【基準】 根拠条文、第6条及び九重町公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例第3条の規定による。 (使用の不許可) 第6条 教育委員会は、次の各号に該当するときは、使用を許可しない。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を乱す恐れがあると認めるとき。 (2) センターをき損する恐れがあると認めるとき。 (3) センターの管理運営上、支障があると認めるとき。 (4) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。 (5) その他センターの使用を不相当と認めるとき。 (使用の制限) 第3条 町長、教育委員会及び指定管理者(以下「町長等」という。)は、暴力団等の利益になると認めるときは、当該公の施設の使用を許可しない。 2 町長等は、既に公の施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。 3 町長等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。	
標準処理期間	5日
備考	

ID: 257

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	九重文化センターの設置及び管理に関する条例 第9条ただし書		
例 規 番 号	平成11年条例第9号		
【根拠条文】 (使用料の還付) 第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 使用者の責めに帰することができない事由により、使用できなくなったとき。 (2) その他教育委員会が相当の理由があると認めたとき。 【基準】 根拠条文及び九重文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則第10条の規定による。 (使用料の還付) 第10条 条例第9条ただし書により使用料の還付ができる額は、次のとおりとする。 (1) 条例第9条第1項第1号による場合は全額 (2) 使用者が使用期日前3日(ホールについては10日)までに使用の取消しを申し出て、教育委員会が相当の理由があると認めた場合は、既に納付した使用料からその貸し館業務のために要した経費を除して得た額の範囲内 2 使用者は、前項の規定により使用料の還付を受けようとするときは、九重文化センター使用料還付申請書(第3号様式)を教育委員会に提出しなければならない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 258

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	九重文化センターの設置及び管理に関する条例 第10条		
例 規 番 号	平成11年条例第9号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第10条 教育委員会が特に必要があると認めるときは、使用料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。 【基準】 根拠条文及び九重文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則第11条の規定による。 (使用料の減免) 第11条 条例第10条の規定による使用料の減免は、次の各号の一に該当する場合に限り行うことができる。減免の額は、次の各号に示す割合を乗じて得た額とする。 (1) 町又は町教育委員会が主催若しくは共催で使用するものは、施設使用料、附属設備及び器具使用料の100パーセント (2) 町内に所在する公共的団体が、住民のための公益的な活動を行うために使用するもので教育委員会が認めたものは、施設使用料のみ50パーセント (3) 前各号に掲げる以外で特に教育委員会が必要と認めるものは、施設利用料のみ50パーセント			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 259

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	特別の設備等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	九重文化センターの設置及び管理に関する条例 第12条ただし書(第3条の2第3項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成11年条例第9号		
【根拠条文】 (設備の変更等の禁止) 第12条 使用者は、センターに特別の施設及び設備をし、変更を加え、又は備え付け以外の器具を使用してはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 261

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	特別貸出しの許可		
例 規 名 根 拠 条 項	九重文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則 第16条第1項(第19条において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成11年教育委員会規則第1号		
【根拠条文】 (特別貸出し) 第16条 前条の規定にかかわらず、特別展、企画展などの理由で館外利用を希望とする者は、所長の許可を得て貸出し(以下「特別貸出し」という。)を受けることができる。 2 前項の規定による特別貸出しを受けようとする者は、別に定める特別利用申請書(第4号様式)を所長に提出しなければならない。 3 特別貸出しによる出土品、資料等の点数及び期間については、所長が別に定める。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 262

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	図書館利用カードの交付		
例 規 名 根 拠 条 項	図書館管理運営規則 第8条第2項(第15条において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成11年教育委員会規則第2号		
【根拠条文】 (貸出の対象者及び手続) 第8条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、町内に居住をするもの又は町内に通勤しているものとする。ただし、館長が必要と認めたものについては、この限りでない。 2 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、図書館利用申込書(第1号様式)を提出して、図書館利用カード(第2号様式「利用カード」という。)の交付を受け、これにより申し込まなければならない。 【基準】 根拠条文及び九重町公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例第3条の規定による。 (使用の制限) 第3条 町長、教育委員会及び指定管理者(以下「町長等」という。)は、暴力団等の利益になると認めるときは、当該公の施設の使用を許可しない。 2 町長等は、既に公の施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。 3 町長等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 263

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	継続利用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	図書館管理運営規則 第10条第2項(第15条において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成11年教育委員会規則第2号		
【根拠条文】 (貸出冊数及び期間) 第10条 図書館資料のうち図書等の貸出は、1人1回につき5冊以内とし、貸出期間は2週間以内とする。ただし、館長が特に必要と認めたときは、この限りでない。 2 図書館資料を貸出期間満了後も引き続き利用しようとする場合は、館長の許可を得なければならない。ただし、継続利用期間は返納予定日から2週間以内とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 264

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	特別貸出の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	図書館管理運営規則 第12条第1項(第15条において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成11年教育委員会規則第2号		
【根拠条文】 (特別貸出) 第12条 前条の規定にかかわらず、公務、研修その他特別の理由で館外利用を必要とする者は、館長の許可を得て貸出し(以下「特別貸出」という。)を受けることができる。 2 前項の規定による特別貸出を受けようとする者は、別に定める特別利用申請書(第4号様式)を館長に提出しなければならない。 3 特別貸出による資料の利用冊数及び期間については、館長が別に定める。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 265

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	飯田地域ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例 第8条第1項(第5条第3項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成22年条例第9号		
【根拠条文】 (使用の許可) 第8条 センターを使用する者は、教育委員会の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可された事項を変更しようとする場合も同様とする。 2 教育委員会は、前項の事項の使用の許可をする場合は、使用の目的、使用の範囲及び期間その他管理上必要な条件を付することができる。 【基準】 根拠条文、第9条及び九重町公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例第3条の規定による。 (使用の不許可) 第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。 (1) 公の秩序を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 当該施設、設備、器具類等をき損するおそれがあると認められるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、使用させることが不適當であると判断されるとき。 (使用の制限) 第3条 町長、教育委員会及び指定管理者(以下「町長等」という。)は、暴力団等の利益になると認めるときは、当該公の施設の使用を許可しない。 2 町長等は、既に公の施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。 3 町長等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 268

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	飯田地域ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例 第12条		
例 規 番 号	平成22年条例第9号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第12条 教育委員会は、公益上必要があると認めたときは、使用料の一部又は全部を減免し、又はその徴収を猶予することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 269

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	飯田地域ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例 第13条ただし書		
例 規 番 号	平成22年条例第9号		
【根拠条文】 (使用料の還付) 第13条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その一部又は全部を還付することができる。 (1) 使用者の責めに帰することができない事由により、当該使用する施設の使用ができなくなったとき。 (2) その他教育委員会が相当の理由があると認めたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日



ID: 270

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	特別の設備等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	飯田地域ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例 第15条ただし書 (第5条第3項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成22年条例第9号		
【根拠条文】 (設備の変更等の禁止) 第15条 使用者は、センターに特別の施設及び設備をし、変更を加え、又は備え付け以外の器具を使用してはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

